

令和2年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子

環 境 課 長	木 内 正 樹	保 險 年 金 課 長	在 田 浩 治
健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹	社 会 福 祉 課 長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商 工 観 光 課 長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都 市 整 備 課 長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉
生 涯 学 習 課 長	八 木 幹 夫	体 育 振 興 課 長	向 後 秀 敬
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	体 育 振 興 課 長 副 課 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 6分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（伊藤 保） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて六つの質問を行います。6月議会もあることを念頭に、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

まず、大きな1点目の高速バス停についてであります。干潟地区の市民は東京方面へ行く場合、JR旭駅は遠く、また駐車場もなく、そのため料金も安く、朝早くから夜遅くまで便数も多い高速バスを利用しています。また、市も観光客誘致のため観光名所のラッピングバスを走らせています。

そこで、市内の高速バス停の箇所数、つまり何か所あるか、また利用者数についてお尋ねをします。また、JRを利用して東京方面への利用者数についても併せてお願いします。

大きな2点目は、再任用職員、会計年度任用職員についてであります。まず1点目は、再任用職員は会計年度任用職員と比べ高い給料を払っています。再任用職員は給与に見合った業務を行うべきでないのか。また、会計年度任用職員やシルバー人材での業務ができるの

であれば、知識、経験に見合ったことをさせるべきと考えますが、いかがかお尋ねします。

2点目は、勤務体制でございますが、4月からの再任用職員の勤務体制が変わると聞いていますが、どのように変わるのかお尋ねします。また、以前にも質問を行い、給与、知識、経験に見合った業務を行わせるべきだと言ってきましたが、なぜ今年の4月から勤務体制を変えるのか、併せてお尋ねします。

3点目は、給与等についてでございますが、職員給与は県職員の給料表を参考にしていますが、会計年度任用職員の報酬をどのように決めているのかお尋ねします。また、資格を有さない、つまり資格を必要としない会計年度任用職員の1時間当たり、また1日当たりの単価、最低と最高額をお伺いします。また、その根拠を併せてお伺いします。

大きな3点目は、飲酒運転に関する条例、規定の遵守でございますが、前回の議会で質問しましたが、再度これは質問します。

まず1点目は、交通違反の規程の遵守についてであります。人が生活、そして経済活動をしていく中でルールがあります。基本は憲法から始まり、市には条例、それに伴う規程が事細かにあります。例えば補助金などでは、要綱などで金額が決まっています。その額を超えて支出することはできません。そのような中で、市の交通事故等に関わる懲戒処分などの基準に関する規程では、酒酔い運転が発覚した場合は即免職となっています。規程を遵守して処分を行わなければならないと考えますが、いかがかお尋ねします。

2は、懲戒処分の判断基準についてであります。規程の懲戒処分などの判断基準で、飲酒運転は免職となっています。規程の判断基準を遵守しないで今回の処分は停職となりました。規程の中に懲戒処分などの加重または軽減となることであれば、判断基準でなぜ免職及び停職となっていないのかお尋ねします。また、規程で懲罰に対して加重、軽減とありますが、その根拠をどのように具体的に定めてあるのかお尋ねします。

3は、飲酒運転撲滅であります。飲酒運転が社会問題となり、また千葉県では昨年、交通事故による死亡事故が全国ワーストワンでした。飲酒運転による交通事故も多く発生しています。市長は、この飲酒運転撲滅に対してどのように取り組むのか、また市職員に対する取組をどのように行うのかお尋ねをします。

大きな4点目は、公有財産保全管理についてであります。1点目は、公有財産の台帳整備についてであります。市では道路を含めた多くの土地や建物を所有していますが、市の公有財産台帳は法務局に登録されている内容と同一なのかお尋ねします。また、同一でないものは何件あるのかお尋ねします。

2は、保安全管理の対策と対応についてでございますが、土地の面積は登記上の面積と実測した面積で差異が生じることもあります。財産台帳はどのようになっているのかお尋ねします。また、権利関係や台帳との現況等についてお尋ねします。

次に、大きな5点目は都市計画についてでございますが、まず今後の予定についてでございますが、平成17年度の合併以来、都市計画区域について、旧3町についても拡大していくとの方向性を示していますが、都市計画税を課税するために行うのかお尋ねします。また、この区域拡大をいつ行うのか、その必要性和市民にとってのメリット、デメリットについて併せてお伺いします。

大きな6点目は、農業についてでございます。

まず、1点目は後継者問題についてでございますが、旭市の農業も高齢化、後継者不足で、日本農業の縮図そのままです。私の地区は、60戸、20歳から40歳までの後継者は3名、そして後継者と同年代の兼業農家は僅か1名です。これは、農業がもうからない、農業では食えないからであります。そこで、現在の専業農家数と直近5年間の新規就農後継者の人数とその平均人数についてお尋ねします。

2点目は、農業振興策についてでございますが、産業、つまり生活のできる仕事があれば人は集まります。しかし、旭市にはこれという産業がなく、勤め先がありません。つまり仕事がありません。農業が何ととっても基幹産業です。しかし、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

市長は、農業経営を行っていた中で農業経営の厳しさを十分熟知していると思います。そこで、農業経営の厳しさを踏まえた中で、どのようにしたら農業振興が図られるか、旭市の農業活性化になり旭市の経済が元気になるのか、市長の思い、考えの開陳をお願いします。

3点目は、山間地の農地保全について。山間地の農地は、田でも畑でも段差があり、しかも3畝、5畝、大きくても二、三反です。今まで田畑を貸していたが返されてしまった、しかし借手もなく、また売ろうにも買手がない、しかし耕地整理費などの経費がかかり負の財産となっています。高齢者は、それでなくても安い国民年金だけの収入では生活が苦しくて、子どもから仕送りを受けています。また、親が亡くなり、借手も買手もなく負の遺産、相続放棄する以外にはないといっても、法律上、土地の相続放棄はできないことになっています。そこで、市ではどのような対策を行うのかお尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番目の飲酒運転撲滅についてということと、6番目の農業振興について、農業への思いということでお答えをしたいと思います。

まず、飲酒運転撲滅についてであります。公務員として飲酒運転は絶対にやってはいけないことであります。私としましては、職員が飲酒運転をしないよう、日頃から所属長を通じて、職員へ注意を行っているところであります。また、毎月にかれる課長会議において、法を守るべき立場であることを自覚し、法令遵守に努めるよう度々指導しておるところであります。

いずれにしましても、今後二度と職員が飲酒運転をすることがないように、さらに一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

次に、6番目の農業についての2番目、農業振興策についてということでお答えをしたいと思います。

確かに私も40年くらい農業をやっております。農業の厳しさは十分知っているところであります。働けど働けどなお暮らし楽にならざる、そんなような言葉があるように、本当に厳しい状況が続いているわけでありますけれども、市としてその農業に対して精いっぱい支援策をやっていかなければと常々思っているところであります。

ただ、農業は個人的な農業経営ということもありまして、個人に行政が支援するという部分はあまりできないわけでありまして、それでも今年から親元に就農する後継者についてはそれ相応の、本当に小遣い程度に気を回したくらいでありますけれども、就農支援金を用意しているところであります。

基盤整備や「輝け！ちばの園芸」、畜産競争力強化事業、そういった部分ではしっかりと市として応援体制を整えているところでありまして、やるべき施策が、これからもいいアイデアがあればどんどん取り入れていきたいと、そんなように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは1番目の高速バス停についてのご質問にお答えいたします。

まず、高速バス停の箇所数ですけれども、現在旭市内には七つございます。

それと、高速バスの利用者数からお答えいたします。平成30年の実績で申し上げますと、1日当たりの利用者数は約411人となっております。1日22便、365日運行しており、年間15万240人の利用がございます。

次に、J Rのほうの利用者数ですけれども、ご質問では東京方面へのということでしたが、これはちょっと把握ができませんので、駅の乗降者数でお答えしたいと思います。

市内には四つの駅がございますけれども、干潟駅、旭駅、飯岡駅について、平成30年度の1日平均の乗車人数でお答えさせていただきます。干潟駅865人、旭駅1,790人、飯岡駅730人です。この数値は乗車の人数のため、3駅の合計を単純に2倍しますと1日当たりの利用者数は6,770人となります。1日28本、365日運行しておりますので、年間約247万人の利用ということになるかと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番目と大きな3番目についてお答えいたします。

まず、大きな2番目の中での再任用職員の給与等についての話についてお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、再任用職員につきましては、これまでの知識や経験を生かして仕事をしていただきたいという思いは確かに同じでございます。そういった中で、それが十分活用できるように、今配置も考えているところでございますし、例えば大原幽学の記念館ですとかパークゴルフ場の支配人ですとか、そのほかにつきましても再任用職員としての知識や経験を生かしまして、単なる簡単な業務ではなくて、マネジメントする業務ですとか考えていただく業務ということで働いていただいているところでございますので、ご理解いただければと思います。

それと、次の（2）のところで勤務体制についてのご質問です。4月からどのように変わるのかというようなご質問がございました。

これにつきましては、まず、なぜこの会計年度任用職員が変わるのかということにつきましては、法律の改正に伴いまして令和2年度から施行されるということで会計年度任用職員が創設されるものでございまして、大きく変わる点につきましては、これまで賃金として支払っていたもの……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました、再任用職員の勤務体制でございますね。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。再任用職員についての勤務体制の４月からの変更についてお答えをいたします。

再任用職員につきましては、これまで週３日というのを基本として取り組んできたところでございます。ただ、知識、経験を生かしていただくということを考えたときには、３日ということではなかなか実力が発揮できないという面があるのかということで、４月からは週４日も可能とするように変えているところでございます。

ちなみに、令和３年度からは基本を週４日ということで変えていきたいと思っているところでございます。

次に、（３）の給与のところでございます。こちらは会計年度任用職員ということで、どのように決めているのかということがございました。それが先ほどこちよと冒頭で申し上げてしまいました制度の施行ということで、国の法律に基づきまして令和２年度の４月から変わるということでございます。

これにつきましては、市の中でも取決めをつくりまして決めているところでございまして、資格なしの場合の金額についてのお尋ねもございました。これにつきましては、議案質疑の時にもお答えしたと重複するかもしれませんが、最低のやつで、すみません、最低１日当たりですと、一般事務で共済費等も含めると９,７８５円、１時間当たりというお尋ねもございましたので、その部分については時間１,３０５円です。金額の高いほうですけども、介護認定調査員としまして１日１万３,４６３円、時間でいきますと１,７９５円でございます。

続いて、大きな３番のほうの飲酒運転に関する条例、規定の遵守についてという通告を頂いている中での（１）交通違反の規程の遵守ということで、規程の中ではルールとしては即懲戒免職になっているだろうというご説明がございました。基準の中では、確かに議員おっしゃられるとおり、飲酒運転をした場合には全て免職というようになっておりますが、一方で、それを加重あるいは軽減するというような規定も盛り込んでいるところでございます。加重といっても、もう免職になったらそれ以上の加重はございませんので、基本的には加重からは軽減ということが取り扱われるわけでございますが、それが規程の第３条のほうで軽減の内容を規定しているところでございます。それらを全体的に勘案しまして結果を出しているというところでご理解いただければと思います。

それと、関連いたしますでしょうが、（２）のほうの懲戒処分の判断基準ということです。判断基準どおりでなぜしないのかというようなご質問ございました。規程の中で、判断基準

だけではなくて、先ほども申し上げましたが、基準に対してさらにそこから加重あるいは軽減するというようなものもルールの中で決まっておりますので、そのルールにのっとりまして全体を考えて処分しているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、私のほうから大きな4番、公有財産保全管理について、（1）と（2）についてお答え申し上げます。

基本的に内容が類似していると思いますので、随時お答えさせていただきます。

まず、公有財産台帳ですけれども、この土地建物の記載が法務局の登記と同一かというご質問がございました。

基本的には、台帳においては法務局の登記簿と同一ということで記載がしてございます。ただ、土地等につきましては、現況が登記簿と違う場合も多々ございますので、それについては現況の記載もございます。建物につきましては登記がしてございませんので。登記簿と違うものにつきましては、面積であるとか地目などが現況とは違う場合もございます。

違うものの件数ということでございますけれども、登記簿の地積と現況の地積が違う件数としましては、現在74筆ほどございます。細かな内容なんですけれども、登記簿には例えば小数点以下の記載がないものがあります。これを現況としては小数点以下の数字まで把握をしておると、そういったものも含まれております。

続きまして、（2）になりますけれども、保全管理の対策と対応ということでございます。面積と登記において現況が違う場合、台帳ではどのように管理しているかという質問だったかと思います。先ほどもちょっとお答えしたものと重複しますけれども、まず台帳では土地の登記簿を基準としておりますけれども、現況が違う場合は現況について記載をしているところでございます。例えば、境界を確定した上で土地の面積を測量した場合がありますけれども、これを地積更正まで実際に至らない場合もございますので、登記簿と若干違うようなことも考えられます。

あと、権利関係の件でございますけれども、台帳では基本的には登記簿謄本の表題部と権利に関しましては、甲区の所有権に関する事項を記載しているところでございまして、乙区の権利関係についての記載はございません。

以上でございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 台帳には記載してございません。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 申し訳ございません、私のほうの管理しているものは、道路は含んでおりませんので、道路につきましては建設課のほうからということによろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 基本的には……

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 道路につきましては建設課のほうで管理をしております。その他の公有財産につきましては、それぞれの所管課がございますので、そちらのほうで管理をしております……

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 各所管課で管理したものを行政改革推進課において総括的な管理ということでしておりますので、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（井上保巳） 道路はまた別としまして、台帳は基本的には、毎年 of 更新等の業務を管理しているのは行政改革推進課でありまして、それぞれの行政財産を管理している課が台帳は持っております。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課から答えをいたします。

私どものほうで、建設課としましては道路台帳という形で整備をさせてもらっております。こちら、道路台帳につきましては、道路法第28条によりまして、道路管理者はその管理す

る道路の台帳を調製し、これを保管しなければならないということになっております。道路台帳の内容につきましては、道路法施行規則第4条の2によりまして、調書及び図面をもって管理調製することとなっております。

まず、調書へは路線名、路線の起終点、延長、面積等を記載することになっておりまして、図面には……

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、申し訳ございません、まず法務局と差異はないのかというご質問でございます。

合併してからの話になってしまいますが、現在は全て地番あるいは面積はまれに違っている可能性がございます。それは過去のデータを何らかの形で調べた際には違っていたりとか、あと地目が違っていたりというケースはまれにございます。その都度修正はしております。

合併後に関しましては、まず権利関係につきましては、その権利、抵当権等は売買契約が済んでからその権利を外していただくような形を取っておりますので、権利関係については抵当権が設定されているケース等は合併してからはないと私どもは思っております。

あと、面積もそうですが、合併してからは差異はないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私からは、大きな5点目、都市計画について、（1）今後の予定について4点ほど、ご質問にお答えいたします。

初めに、区域拡大は都市計画税を課税するために行うのかとのご質問ですが、都市計画区域の拡大は、市全体を一つの都市として一体的なまちづくりを行うためのもので、課税を目的に区域を拡大するものではないということをご理解いただきたいと思います。

次に、区域拡大をいつ行うのかについてのご質問ですが、区域の拡大につきましては、今後の予定としまして、アンケート調査を行い、市民の皆様に都市計画についての理解度やまちづくりの方向性などを伺った中で、令和2年度には区域拡大の方向性について判断してまいりたいと考えております。

続きまして、区域拡大の必要性についてはというご質問ですが、市の総合戦略に即し、市全体を一つの都市としてまちづくりを実践していくツールとして都市計画制度があり、一体的なまちづくりの観点から全域を一つの都市計画区域としていくことは、これからのまちづくりの基本となりますので、必要なものと認識しております。

次に、拡大した場合の市民のメリット、デメリットはとのご質問ですが、メリットとしましては、計画的な土地利用や都市計画に基づく都市施設の建設など、長期的に考えていただいた場合に住みやすいまちづくりが進められていくということが最大のメリットではないかと考えております。

また、デメリットとしましては、建物の建築時に建築確認申請が必要となることから、敷地のセットバックや建蔽率、容積率など制限がかかる場合がございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、6番の農業についてのうち（1）の後継者問題についてお答え申し上げます。

まず、専業農家の数というようなことでございます。数値的なデータにつきましては、5年ごとに農林水産省が行っております統計調査で農林業センサスというものがございまして、そちらの結果からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、直近、平成27年度になりますが、そこでの販売農家というものがありまして、それが旭市では2,185戸、そのうち専業農家と言われるものが844戸でございます。

2点目が直近5年間で就農した人数ということで、平成27年度からお答えしたいと思います。平成27年度が7名、平成28年度が21名、平成29年度が13名、平成30年度が18名、令和元年度が15名でございます。合計74名で、平均しますと14.8ということですので、約15人というような数字になっているところでございます。

次に、3点目の山間地の農地保全についてということで、耕作者がいなくなり、また借手がなく荒れていく農地に対しての市の対応についてというようなことでのご質問でございます。

す。そういった農地にならないように、農業委員会の農業委員であったり、農地利用最適化推進委員という制度がありますので、そういった方々に積極的に担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消とかそういったものに努めていただきたいなというふうに考えております。

また、具体的に戸別の農家におきましては、市の農水産課なり農業委員会にお見えになっていただいてご相談していただければ、できる限りのご協力をさせていただくような体制を取っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、バス停の問題でございますが、利用者が多い高速バスですが、先ほど答弁を頂きましたら、7か所あると。それで、日に400人ちょっとあるという話でございますが、市内の利用の多い高速バス、旭市の高速バス停は待合室もないんですよ。ただ看板が表示されているだけなんです。そんな中で、利用者は冬の寒い時期や雨が降った場合、傘を差して待っている。これを見たら本当に大変だと思いますよ。

そういう中で、香取地区の山田や栗源のバス停は待合室あるわけなんですね。雨の日でも冬の北風が吹く寒い中でも待つことができるわけなんですよ。

そんな中で、観光客誘致のためのラッピングバスを走らせていますが、やっぱり来客者をおもてなしの観点からも、待合室を設置するべきだと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 待合室の設置についてですけれども、既存七つあるバス停については、その大部分が県道や国道沿いということで、市で所有していない場所であること、また安全性の確保という観点から、シェルターのようなバス停を設置することは非常に難しいことであると考えております。

PR看板の設置についても、シェルターの設置が困難であることから、現時点では難しいのではないかと考えております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 国道や県道に近い、そういう待合所はできないということなんでしょうけれども、それを千葉交通と話をしたことがあるのか。その中で、JRも今は民間な

んですよ、千葉交通と同じなんです。しかし、ＪＲ旭駅、千潟駅のエレベーターを含めトイレなどの設置には市からも多額の負担をしているわけですね。ちなみに、どのぐらいの額の負担をしたのかお尋ねします。

そういう中で、聞くところによりますと、エレベーターの使用頻度はあまりよくないということ言われているんですよ。しかし、電車もバスも、これは暮らしを支える重要なインフラでございますので、損得勘定だけではできないと思うわけです。

その中で、市民の利便性、要望をいち早く付度するのが政治じゃないかと思うんですね。そこでバスの待合室を、千潟をはじめ、市の高速バス停に設置することについてどのように、ですから対策をして、考えているのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、駅のエレベーター等に幾らかけているかというお話がございました。

すみません、私のほうでは旭駅のエレベーターの例だけしか把握しておらないんですけれども、前に企画政策課にいたときに担当でエレベーターを設置いたしました。エレベーターを設置するとともに、段差解消の工事も行いました。これを合計しまして、市としては5,000万円ほど負担していたかと記憶しています。ＪＲが5,000万円、国が5,000万円というような内訳であったかと記憶しています。

それと、市民からの要望に応じてバスの待合を設置するのが政治ではないかという、行政の役割ではないかというお話でしたが、申し訳ございません、駅の整備についてはかなり要望があった上で、エレベーターなんかもそうですけれども、やっております。ただ、バス停の待合については、千葉交通のほうにも話し合ったことがあるかということでしたが、千葉交通なり、あるいは私どものほうにも特に要望というのは上がってきた例はございませんので、そこはご了知いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） 課長、全然把握していないようですが、エレベーターは6,000万円ほどかかっているんですよ。それから、旭、千潟のトイレ関係、7,300万円、双方で1億3,000万円ほどかかっているんですよ。

今、駅については要望があったから、じゃ要望がなかったら何もやらないのか。行政というのはそんなものなんですか。それではあまりにお粗末じゃないんですか。言われたらやる、

言われなかったらやらない。なかなか行政にお願いするのは、一般の人は大変なんですよ。市役所の敷居というのは高いんですよ。皆さんは公僕なんですよ。公僕だから、市民の声なき声を拾ってやるのが本当じゃないですか。言われなかったらやらないはあまりにお粗末だと思うんですよ。

いずれにしても、同じ交通機関でありながら、私はＪＲが優遇されているというふうに感じます。待合室を設置することにより、東京方面からの来客者にバス停を分かりやすくし、帰るときにスムーズに利用ができると考えます。

そんな中で、生涯活躍のまち形成事業を推進している旭市では、市のイメージを上げるためにも、東京方面からの来客者におもてなしの心を持って対応することが必要だと思うんですよ。

また、高齢者を含め公共交通機関を利用するために、公平な市民サービスを提供するためにも、高速バス停の待合室を設置すべきだと考えますが、市長の考え、市長は声がないからやらない。市長の立場とすれば、やっぱり市民に対して忖度するのが本当だと思いますがいかがか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、担当課長から答弁がありましたけれども、基本的にはそういうことだと思います。ただ、利用者、そしてまた都市部から旭市へ来てもらう来客、そういったもののためのサービス、そのことについてはやはり考えていかなければならないことではないかなと、そのように私自身は思っているところでありまして、そういった部分で警察、千葉交通、どのくらいの規模でどんなことができるのかという部分はこれから相談をしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） いずれにしても、日に４００人からあるわけですよ。ですから、そういう実情を踏まえた中で、市長、早急に対応していただきたいと思ひます。

次に、大きな２点目の再任用職員の問題でございしますが、４月からの再任用職員の配置で、これ少しは分かりましたけれども、そんな中で、臨時職員も令和２年から会計年度任用職員となったわけですね。そんな中で、働き方改革によりボーナスが出るようになりました、支給されるようになりました。会計年度任用職員と区別させる業務が必要だと思いますが、いかがそれはお考えなのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

再任用職員と令和2年度から始まる会計年度任用職員の区別というお尋ねでございます。

先ほど申し上げたことと重複するかもしれませんが、再任用職員につきましては、もともと市の職員であったわけで、多くのノウハウを持っておりますし資質も備えておりますので、それを発揮できるように一生懸命努力していただくということで考えているところでございます。

一方、会計年度任用職員につきましては、現在の臨時職員から名前が変わるものでございまして、あくまでも補助的な業務ということになっておりますので、そこら辺りで大きな違いが生じているというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、再任用職員には給料も多く払っているわけですよ。

その中で、やはりそれなりの仕事をしてもらおうと、それを念頭にやっていただきたいと思いますよ。

次に、勤務体制の問題でございますが、2の勤務体制ですね。勤務日数を週4日にした理由、来年からということでございますが、4日にする理由、そして今までは職員定員適正化計画を達成するため週3日の勤務であったわけです。週4日の勤務になると、職員定数にカウントされるのか、また職員定員適正化計画はどのようなになっているのかをお尋ねします。

また、勤務体制が変わると会計年度任用職員を削減する必要があると考えますが、併せてお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 幾つかご質問がありましたので、お答えしてまいります。

まず、週4日にした理由ということがございました。先ほども申し上げましたが、令和2年度から全部週4日というわけではございません。令和2年度につきましてはまだ週3日の職員もいるということで、全体に週4日が基本的に適用されるのは令和3年度からということになります。

その理由ということでございますが、週3日ということになりますと、例えば月・水・金

とかという勤務が考えられるわけですが、間が1日空いてしまいますと、業務の継続性ですとかということにも不安が残る、きちんと業務をやっていただくためにはある程度継続して業務に取り組んでいただくことが必要かということで4日ということを考えてところでございます。

それならば5日にすればいいかということもございましたが、ひとまず4日ということで、今回取り決めたところでございます。

次に、定員にカウントされるのかというご質問がございました。これについては、定員のカウントには入りません。

それと、定員適正化計画についてどういう扱いになっているかというご質問がございました。定員適正化計画は、あくまでも定員にカウントされる職員だけを盛り込んでおりますので、我々常勤の職員ということになってまいります。

それと、会計年度が削減できるのではないかとご質問もございました。週3日から4日になればという意味でのご質問かと思えますけれども、我々の業務は決して減ることはないという状況が続いておりまして、もっと言いますと、正規の職員、削減がずっと進んでおりまして、かなり限界に近づいている部分もございますので、再任用職員について基本3日から4日にしたとしても、会計年度職員としてお願いする部分というのも引き続き補完的にやっていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうすると、再任用職員、4日は入らないんですか。なぜ、それなら定員適正化計画、それから定数条例があるからそういうあれにしているんですが、それは自分たちの都合じゃないんですかね。やはり定数条例ですか、定数条例もあります、定員適正化計画もあった中で、継続性を持った仕事、これをやってもらうのが本当だと思うんですよ。それなりの給料を払っているんですから。これではただ格好のいいことだけやっているということに、いや、旭市は定数条例こうなっていますけれども、定員適正化計画でと、そんなただ表面だけの繕いじゃ困ると思うんですが、それどういうふうに考えていますか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定員にどうして入らないかというところから来ている質問かと思えます。これは私どもが決めているということではありませんで、国で決められたルールに

のっとして、ここは定員に入る、ここは定員に入らないということでやっているものでございますので、そこはご理解いただければと思います。ですから、自分たちの都合で決して決めているものではございませんし、職員の活用については、定員に入る入らないにかかわらず、きちんと仕事をしていただくために配置もしていきますし、勤務の体制も考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは、国が5日でなかったら1人と見ない、定数条例に見ない、それはいいですよ、決まりですから。しかし、5日働いてもらうのは何ら関係ないでしょう。国がそれ決めているんですか。再任用職員は3日でなければならぬ、4日でなければならぬというのは、それは市で決められるんじゃないんですか。市で決められる中でそれをしないということは、皆さん方は定数条例だの、それから定員適正化計画、ただ格好のいいことをやりたいから、そういうふうになっているんじゃないんですか。どうなんですか、課長。

○議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 勤務体制の中でのご質問にお答えをいたします。

5日働くということについて、市で決められるのではないかとご質問でございました。決められるかといえば、決められることもできます。ただ現実には、基本は今は3日、来年から4日というふうにしております。

さらに申し上げますと、原則そういうふうな3日、4日ということを申し上げてきておりますけれども、勤務場所に応じましていろんな体系の勤務になっております。5日働いているけれども時間が短い6時間であったり、そういった場所場所にに応じて本人の能力を生かせるといういますか、逆に必要な部分といういますか、そういう形での勤務体系を取っております

ので、一律ということではございません。そういうことで勤務体系を決めているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、給与等についての再質問ですが、資格がなくても特別な知識を有し、例えば実際司法書士でなければできない登記関係の業務を行っている方や、勤務が早い時間の職員がいると聞いています。そのような方の報酬はどのようになっているのをお尋ねします。また、今後どのようにするのか。

そして、先ほどちょっと答弁漏れがありましたが、資格を有しない方でかなりの差があるわけですよ、1日当たりの給料がね。それはどういう根拠でなっているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 報酬の決め方ということでございましょうか。

基本的にはこれまで……、それは、すみません、再任用職員ということでしょうか。会計年度任用職員ということ……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員でよろしいんですね。

会計年度任用職員についての報酬ということでしたが、今度は給料という部分でございですが、それにつきましては、現在、令和元年度までの賃金という金額がございましたが、それを下回らないような形で設定をしているところでございます。さらにそこに、今度は期末手当、いわゆるボーナスが加わるという形になります。

今後どうしていくかというようなご質問もございました。一旦、ですから給料で払うものにつきましては給料表の中に位置づけをいたします。勤務年数が進むに従って、給料表の中で少しずつ上げていくということを考えているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。もう一度お答えいたします。

資格が必要な職についてどういうふうに決めているかということでお答えいたします。

それぞれの本人が持っている能力あるいは資格というのを勘案して、金額を設定しているということでご理解いただければと思います。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 理解が足りなくて申し訳ありません。

金額につきましては、それぞれの職員が行っている職務の内容、それに応じて金額を設定しております。

時間がというようなご質問がございましたが、時間につきましてはそんなに早くからということもございませんし、夜中ということもないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、具体的に言いますけれども、釣堀辺りは、皆さん、実情を全然分からない。釣堀辺りは5時頃行っているんじゃないですか。お客が早いから。それから、登記関係の、今建設課のほうですか、やっている女の人が多いですね。こんなのは普通の職員にはできない、司法書士でなければできない仕事もしているわけですよ。そういうのに対して今後どのようにしていくのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 実例を挙げてご質問を頂きました。

それぞれの勤務場所、勤務時間に応じて金額を設定しておりますので、その勤務時間というのも勘案して現在の数値で設定しているというふうに考えております。あるいは職務内容を勘案して金額を設定しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう実態を知っていれば、もっと対応していると思うんですよ。

いずれにしても、そういう臨時職員ですか、その辺の実態を把握した中で、やはりある程度給料は決めるべきだと思うんですよ。

それでは、次に飲酒運転の1点目の問題でございますが、まず規程の中で懲戒処分などの加重または軽減で過去における重大な交通違反の有無がありますが、確認方法として免許センターにある自動車安全センターなら事故や運転経歴に関わる証明が出ます。これは完全に出ます。そんな中で、前回の質問では確認する方法がないとの答弁でしたが、確認すべきだと思いますが、いかがかお尋ねします。また、確認後新たに交通違反があった場合はどのような処分になるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 免許センターに照会すれば過去の違反の履歴が出るということのお尋ねでございます。

それは承知しておりました。ただ、それを入手できるのはあくまでも本人ということで承知しておりますので、市が誰々の分を免許センターに照会しても市が直接入手することは不可能でございますので、そういった形での免許センターからの入手というのは行っておりませんでした。

そもそも免許センターから入手する情報につきましては、違反の内容ということになってまいります。基準といいますか、処分を決めるに当たって勘案するのは、重大な違反等について考えるということになっておりますので、重大な違反があれば免許証の裏書のほうで表示されるということも承知しておりまして、免許証につきましては頻繁に本人から提示させて確認をしているというふうにも聞いておりますので、そういった部分で確認ができているというふうに承知しております。

それと、新たにまた発生した場合にどうするかということでございますが、そのときはま

た審査委員会で諮るということになってまいります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ですから、こういうことは重大なことなんですよ。個人にとっては一生に関わることなので、そんな中で、例えば裁判だって同じでしょう。判決を下すときには重大なことなんです。それが、何が何だか分からないで懲戒処分する。ちゃんとそれが分かっているならば、何で免許センター、本人に取らせない。本人からは口頭で何もないということを知ったということ、それならちゃんとそれなりの証拠を出させるべきなんですよ。

やはり法律というのはきちっと守るのが重要なんです。それでなかったら、何でそういういろんな、例えば市も条例を何で決めてあるかということですよ。やっぱり何だかんだ言って、法令遵守する、それが皆さん方の立場じゃないんですか。そういう中でお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 免許センターに対する照会を本人にさせて取らせるべきではないかというご質問でございますが、確かに考え方としてはそういう方法もあろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げたことと重複することになるかと思えますが、勘案するのはその重大な過失等の問題でございまして、それは運転免許証のほうで既に確認できるということで確認をしておりますので、免許センターのほうに照会する意味合いは極めて少ないということで、行っておりませんでした。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、それが本人確認だけであれば、規程にそういうことを載せなくていいと思うんですよ。あなた方、自分の都合の悪いことは、ただただそのとき詭弁で逃れるんですよ。やっぱりそんな詭弁は使わないでもらいたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

詭弁は使わないようにというご質問でございましたが、決して詭弁を使っているというふうには考えておりません。

処分を決定するに当たって、必要な情報を入手できる手段、あるいは確認できる手段とい

うことで入手して決定したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次に質問します。結局、この規程には判断基準では、もう酒飲みはすぐ免職でしょう。なぜこの判断基準で免職から停職という文言にしないのか。そういう中で、ああいう決定ですか、懲罰委員会で決めるというのは、これは違反じゃないんですか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） なぜ基準どおりにいかないのかと、基準を変えることはないのか、その中で違反ではないのかというふうなお話でございました。

決して違反ではないというふうに思っております。基準の中では、表としまして目安といいますか、一端の基準を示しておりますが、一方ではそれを加重、軽減するという条文もございまして、それらを総合的に判断してやったものでございますので、決して違反ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、基準で決まっているんならいいですよ。しかしながら、基準には免職でしょう、あれ。そんな中で、いかなる理由も本来なら通らないわけですよ。

じゃ、刑事事件で、例えば窃盗の場合、3年から5年とあった。そんな中で、その決まった範囲内での判決ですか、これは違反になるわけですよ。市だってそうでしょう。それを逸脱して、理由が何もないでしょう。あくまでも基準どおりにやるのが本当じゃないですか。それはたしか基準で、停職から免職であれば、その中でいろんな判断基準は、それで停職ならいいですよ。あの基準から見たら即免職なんですよ。その辺どうなのか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

何度も申し上げていることと重複することになるかもしれませんが、基準のところは規程の第2条で決めているものでございます。第3条では、その基準をベースにして、加重あるいは軽減を勘案するための項目も設けているところでございますので、2条だけで全て決め

るということではなくて、3条も加味して決めておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） だからね、ああいう決め方では、2条を基準にしてとか何とかということとは通らないわけですよ。そうでしょう。この交通事故の関係ではね。

だから、何回も言うようですが、ここに酒飲み運転、酒酔い何でもいいですから、結局、停職から免職の中でこの3条ですか、これを適用するなら問題ないんですよ。もうこういうふうに決まっていたら、3条は絶対適用できないんですよ。それどういうふうに思いますか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

2条で決めてあるので、それが絶対的に適用されて、3条は関係ないというようなニュアンスでのご質問でした。それであると3条の意味合いがなくなってしまうので、この基準はあくまでも2条をベースにして3条も併せて考えていくということをつくっているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれ言っても、水かけ論です。

じゃ、大きな4点目、公有財産の保全管理ですが、先ほどの答弁ですと、法務局の台帳と市の台帳が合わないのがだいぶあるという答弁でございましたが、市民の貴重な税金で取得した土地なんですよ。正しく管理する必要があると思いますが、今後どのようにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 公有財産、特に普通財産には境界が定まっていないものが存在しております。これらの中には、合併以前の市町、あるいはそれより以前の村などから引き継いでいる公有財産も多く、管理が大変難しくなっていることは事実でございます。しかしながら、あらかじめ全ての公有財産の境界等を確定させることは、その費用と効果から考えてみても難しいのかなと考えております。遊休地や未利用地などは払下げの計画を定めて、順次境界確定等の事務を進めて払下げを行っていきたいと思っております。できる限り

適正な管理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市民の税金で求めた貴重な財産なんですよ。その中で、やはり台帳管理だけは一番の基本ですから、これやってもらいたいと思いますよ。

というのは、私が前に土地開発公社に関係したとき、土地開発公社、仮登記のものもあった。仮登記であったから抵当権設定されたものもあった。また、入り口がなくてヘリコプターで行かなくちゃならない土地もあったし、それから現況と公図全く違うのがあったからこれを言うわけだ。ですから、いずれにしても、公有財産、まず何だかんだ言たって台帳が一番主ですから、この整備だけはきちっとしていただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 議員ご指摘のとおり、確かに市民の貴重な財産であることには間違いございません。今後も適正に公有財産台帳のほうを管理していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ何回目だっけ。

○議長（伊藤 保） 4回目ですね。

○20番（高橋利彦） 4回目か。いずれにしても、所有者から土地を買収して道路を建設すると、前の登記簿上の地目がいろいろありますが、道路になった場合は公共用道路となりますが、市では全ての現況を台帳上の地目に変更を加えてあると思いますが、現状どのようになっているのか。また、道路も含め市の所有となった土地の名義変更や地目変更をどのように行っているのかお尋ねします。そして、司法書士が行うとかなりの経費がかかると思いますが、その経費はどのようになっているのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課からは名義あるいは地目の変更について、それと経費関係についてというご質問でございました。

まず、名義関係につきましては、売買契約が終わり、それで登記が済んだ後に代金を支払う形を取ってございます。

あと、地目変更に関しましては、どうしても今事業をしている路線が、区間が長い等がご

ざいまして、本来であれば全路線完了してから地目変更をするような形を取っておりましたが、それでは時間がかかり過ぎるということもございまして、今後うちのほうで考えているのが、道路形態が整ったところから現況の地目を変えていこうということで協議が進んでおります。

それと、経費に関しましては、今登記関係を担当してくださる方がいらっしやいまして、その方がほとんど事務処理をしていただいているということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますとほとんどが、司法書士が行う業務を会計年度任用職員が嘱託登記をしているということでございますが、かなりの知識、経験のある方だと思います。

そんな中で、会計年度任用職員にもそれなりの報酬を払うべきだと考えますが、どのようになっているのかお尋ねします。また、今後どのようにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） これは高橋利彦議員にお尋ねします。

（2）の保全管理の対応と対策でよろしいですね。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 公有財産保全管理についての（2）。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、登記専門の職員のお給料ということでございます。

すみません、私、詳しくは今認識していないんですが、8,500円だったと思います、日給です。もし間違っていましたら、すみません、お願いいたします。申し訳ございません。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） やはり専門職でもございますので、次年度から始まります新しい制度でお給料は支払われるという形を取ってございますので、ちょっと金額までは今はつきりは分かっておりませんが、そのようになっていると思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、都市計画についてお尋ねします。

1点目でございますが、都市計画区域となった場合は、建物を建てる場合など、建築確認

のための費用、お金もかかります。また、建築物に制限されるなど数々の制限があります。また、都市計画税も課税されるなど、市民にとってのメリットはないと思うわけですが、そこでこの計画策定など区域拡大行うための総予算額についてお尋ねします。また、その時期についてお尋ねをします。また、この計画区域を拡大することについて、果たして市民が本当に望んでいるのか、その市民の声をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、都市計画区域の拡大を行うための総費用についてということでございますが、区域指定方針の検討や用途地域の検討、建築物の動態調査、各種資料の作成等の業務でおよそ1億1,000万円くらいを見積もっております。また、これとは別に建築基準法指定道路の調査及び台帳の作成ということで1億円程度を見積もっております。

続きまして、その時期ということでございますが、区域拡大についての方向性が定まった時点より3年から5年程度の期間が必要と考えております。

続きまして、市民が本当に望んでいるのかどうかとのご質問ですが、都市計画制度では市民の皆さんがいろいろなケースで制限を受けることもございますし、少しずつ譲り合っていくことで将来のまちづくりをしていこうというものですから、なかなかご理解いただくことが難しいと思っております。

しかし、市として将来のまちづくりを考える上では、市民の皆様にご理解いただいた上で、市全域を一体にまちづくりを進めていく必要がございます。さらに制度へのご理解をいただけるよう周知活動を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁を聞いていますと、市民にとってはっきりしたメリットよりデメリットが多く感じられるわけですが、市民にとって建物などの建設等の場合、多くの制約を受け、税金も課税されるわけで、市民の理解を得ることは難しいと思いますが、そのような中でどのように市民の理解を得られるのかお尋ねします。そうでなければ、ここではっきりと課税を行わないと、これは課長には権限がないでしょうから市長に言っていたきたいと思います。併せてお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 担当の都市整備課長から話がありましたように、今年アンケートを実施するということで今計画をして実施する方向でいるわけであります。今年というより令和2年度に。そのアンケートの結果を見ながら、まずはアンケート、今どのような問題を提起するのかという部分、これから煮詰めると思いますけれども、そういった中で地域が本当に必要性を感じてくれているのかどうかという部分をそのアンケートによって判断したいと思います。そして、旧3町が必要でないという答えになれば、来年3月議会でも6月議会でも、議会にそういった部分で都市計画の今後について提案をしたいと、そのように思います。

それで、そのように市民が望んでいないんだから都市計画は必要ないという結論になれば、そういった方向で進めていきたいと、そのように考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） ご質問の1点、市民の理解を得られるのかという質問について、私のほうからお答えします。

市では、過去にも地区説明会や市の広報紙で特集を組んだりパンフレットを作成して全戸配布したり周知活動をしておりますが、なかなか難しい状況でございます。しかし、市全体の秩序ある土地利用と均衡ある発展を図るため、都市計画制度は必要となりますので、少しずつでも制度へのご理解を頂けるよう、各地域の特性に合わせた施設等も提案したいと考えております。

以上となります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市民はこれはあまり望んでいないと思うんですよ。そんな中で、新たに都市計画を制定すると、かなり金もかかると思うんですよね。そういう中で、特別な事業改革もない、また目的もない、市民の生活にデメリットの多い計画、税金の無駄遣いになってしまうと思うんですね。

そんな中で、市長肝煎りの行政改革を推進している中で、また豊富に財政調整基金があると言っている市長が、市民の家計の負担を軽減するためにも、現在の都市計画税を廃止できないのかどうか、市長にお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 担当課から再三説明がありましたように、本当に都市計画区域に指定するということは、均衡ある発展のために是が非でも必要ではないかなと私も考えているところでもありますけれども、新たな事業、旧3町の中で事業がないということ、行政としては新たな事業も、アンケートの中に各町の大きな事業は掲げたいと、そのように思っていますけれども、そういった部分を実施できるような部分で、それでも旧町の皆さん方が必要ないということであれば、それはそれで、議会の皆さん方が本当にそれでいいのかという部分も含めて議会と議論してもらいながら、そういった方向を進めたいと、そのように思います。

ただ、都市計画税を廃止するのかもしれないのか、議案質疑にもあったように思いますけれども、今までやった都市計画事業についての償還もあるわけであります。一概に全部廃止するということは、公平公正な部分からしても、合併しているわけでありますので、そういった部分では多少率は下げても都市計画税は頂いていかなければならないのではないかと私は考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、農業問題、後継者問題でございますが、後継者はここ5年で平均15人だという話でございますが、この農業後継者が育たなければ農業生産額も下がり、市長が言っている本市の基幹産業と言われる農業が基幹産業と言えなくなります。

また、農家では嫁不足と言われていています。農家に嫁ぐ人がいない、これは会社員と違い労働時間や収益の問題もあると思われます。せっかく農家の長男が農業に従事しても、結婚ができなく、子どももなく、農業従事者が高齢化になり、今までと同じ耕作ができなくなってしまいます。

このような中で農地は荒れ、遊休地となってしまいます。農地を守ることも大切ですが、若者が自ら進んで農業を行う取組についての対策をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業に取り組むための対策ということで、これは、後継者対策は国のほうも積極的にいろんな事業を発信して進めているところではございますが、なかなかやはり難しい問題となっております。

それで、市のほうでは具体的にどういう考えで進めていくのかというものを検討している組織がありまして、そこでの活動または方針等について申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、市では旭市担い手育成総合支援協議会というものを立ち上げております。そこでは、高齢化の進行等により農家の人口が、議員おっしゃるとおり減少していく中、地域の農業を担い、効率的かつ安定的な農業経営を実践する担い手を中心として認定農家、それと集落営農組織の確保育成が最大の課題になっているところであります。

これらの課題に対応するため、担い手協議会と関係します機関との密接な連携を図りまして、各種取組、国が行う事業等を行うため活動部隊となりまして、その機能を発揮するよう新たな農業経営を営む青年、または新たに認定農業者となるべき方、または集落営農の経営改善やそういった方向を重要課題として担い手の育成確保のほう、取組を実施していくような方針を定めて活動しております。

そういったものを、まだ具体的に、こういったものを取組目標とは掲げてはいるんですけども、いかんせん取り組む方は、先ほど市長の答弁にもありましたように、農家を経営する方がいかにどのようにやるかというようなことが一番大切なことでありますので、行政としてはそういったものをうまく支援できるように今後も取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今すばらしい考えを答弁いただきましたが、市長の答弁とはだいぶずれがあると思うんですね。そんな中で、いずれにしても近年、農業を取り巻く環境が厳しくなっているわけです。そういう中で、市長も農業経営を行っていましたが、農業を行っている方の厳しさを十分熟知している中で、新規農業者も減り、農業従事者も減る中で、市独自の農業に対する施策を行う必要があると考えます。そして、もうかる農業、農業の振興策の具体的な考えをお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市独自の施策をというようなことでございますので、最初に市長のほうの考えのほうありまして、そちらでも申し上げたところではございますが、令和2年度からは農業後継者対策の予算計上ということで、親元になるべく就農するようなきっかけをつくろうというようなことで、親元就農チャレンジ支援金というものを令和2年度予算に計上しております。これは、今まで親元に就農した場合には支援するようなものというのは特別なかったものですから、そういった支援を行うことによってきっかけづくりになればなというふうなことで考えたところでございます。

あとまたもう一点は、新規就農支援ということで、今までは転入してきた方を対象とした新規就農者のみを支援するような制度もあったんですけども、それを制度を拡大いたしまして、市内の認定新規就農者でも利用できるようなものに変えていこうということで、令和2年度からは事業の内容を変えているところでございます。

今のところ、市独自の施策としてはそういった支援策を考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、旭市は農業のまちといいながら、ほとんど市独自の予算計上されていないんですよ。だいたい国・県の関係なんですよ。そんな中で、やっぱり農業のまちと言われる中で、旭市の農業をどうするかというとなれば、かなりのやはり予算が必要になると思うんですが、その辺の中で市長、予算はどういうふうに考えていますか。市独自の予算ですね。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市の独自の支援についても、県下ではかなり上位のほうだと認識しているところであります。例えば飼料米の助成にしても、ほかの市ではやっていないような部分をきちんと耕作者にも畜産農家にも支援をしておりますし、あるいはまた、はばたけルーキー後継者対策事業というようなことの中でも、新しく就農した人に対して応援をしているところでありますし、上乗せの補助率もほかの自治体と同等以上の支援はしていると自覚しているところでありますので、そういった部分ではこれまでもやってきているのではないかと。

そんなような中で、今年は親元の就農に対して支援していこうと、後継者対策ということで、今までは親が農業をやっている場合には何の援助もなかったわけでありまして、5年間継続して就農支援ということでやっていこうということにもなります。

そのほかにも、畜産農家の育成やらフレッシュ畜産事業とかいろいろ農業に対する支援も考えているところでありますけれども、何分にも一人ひとりの農家に対しては支援が難しいという部分、先ほども申し上げましたけれども、そういった部分でしっかりと組織、団体を通じて応援すべきところは応援したいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 農家は個々の経営だと言いますがね、やっぱり行政が水みちを作る、

これが一番大事だと思いますよ。

時間ありません、次に移ります。

山間地の農地保全の問題でございますが、空き家つき農地制度は、2009年12月施行の改正農地法で、新規就農促進などを目的に農地の保全、有効活用が図られると認める場合は農業委員会の判断で農地の下限面積を引き下げることができます。この制度は、移住支援と放棄地の有効利用にもつながるわけでありますが、都会からの移住者で農業をやりたいが、今のままでは大規模な面積ではなかなか農業を行うことができません。このような制度について、本市では検討したのか。また、今後山間地の農地をどのように守るのか、具体的な施策をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） それでは、山間地の農地つき空き家ということで、農業委員会が所管する部分についてお答えしたいと思います。

売買や賃貸が難しい農地つき空き家につきまして、特例としまして下限面積を引き下げることで定住促進と遊休農地を図ることを目的にしている自治体もございます。そうした自治体では、空き家バンクに登録された農地つき空き家をセットで売買する際に、下限面積を1アールくらいの別段面積を求め、農地の取得の緩和を行っている事例もあるところでございます。

旭市におきましては、農地取得の要件の面積を5反、50アールとしております。現時点ではそのような取組は難しいというふうに考えておりますが、先ほど地域再生法の改正によりまして農地つき空き家の下限面積を引き下げる特例措置のガイドラインが発出されたところでございます。それによりますと、市が移住促進として作成する計画に空き家つき農地の活用を図る区域の下限面積の例外を設定し、農業委員会が同意することで別段面積の設定が可能になると認識しております。

今後、移住促進をするような空き家バンクといった制度を活用した取組が実施される場合には、農業委員会としても定住促進や遊休農地解消の観点から、他市の事例を参考に取組について、別段面積の設定が可能かどうかについて勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、今、旭市の山間地で農地の遊休地ですか、どのくらいあるのか、

それを把握しているのか。それから、先ほど農地法改正の中で、今までそういう相談があったのかどうかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 山間地の遊休農地の状況を把握しているのかということでございますが、大変申し訳ございませんが、そこまで細かく集計したデータというのはないものですから、今ここでお答えするようなものはありません。それで、耕作放棄地等につきましては、市全体での面積の集約というふうなことでしか捉えていないのが現状でございます。

申し訳ありません、そういったところでよろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしてもこれからは、これは切実な問題なんですよ。やっぱりもう少し担当の部署で把握した中で、今後どういうふうにするか、それは検討していただきたいと思うんですが、どのように考えているのか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 山間地のほうは当然条件が悪くて借りなくなる方が出ているというふうなのは、議員からもご指摘のとおり、そういった状況に陥っている区域は結構出ております。

今後は、また利用集積なり、または関係する土地改良区と連携を図りまして、そういったものが発生しないようなものについて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（伊藤 保） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） それでは、議席番号8番、宮内です。

令和2年第1回定例会におきまして、一般質問の機会を頂きましてありがとうございます。
通告の順序に従いまして、質問をいたします。

今年に入ってから新型コロナウイルスによる肺炎での発病によって、国内で死者が出るなど、全国各地で感染者が次々と確認されています。そして、2月27日に、政府は新型コロナウイルス対策の基本方針をまとめ、国内の患者数をできる限り抑えるため、感染拡大を防ぎ、医療提供体制を整備し、国民に協力を求めながら、感染者の急増防止に全力をかけるとし、検査の拡大と万が一に備えた医療の充実に万全を期する必要があるとのことです。

また、ここ1、2週間が急激な拡大に進むか、終息かとの瀬戸際とのことで、多数の人が集まるスポーツや文化イベントについて、今後2週間の自粛を要請し、小学校、中学校、高校など、3月2日からの休校を呼びかけました。

そのような中でありますが、一日でも早く新型コロナウイルスの終息を期待するところがあります。

それでは、1項目めの生涯活躍のまち構想について、（1）おひさまテラスについて質問をいたします。

全国各地で人口減少・少子高齢化が進展する中、国は人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、人口減少克服と地方創生を併せて行うことを目的として、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を公布し、翌12月に施行いたしました。本市においても人口減少・少子高齢化は深刻な問題であり、その克服と併せて、市全体を活性化させることには、最重要課題であり早急に対策を講じる必要があると認識しています。

人口ビジョンによると、社人研が推計したものに準拠した数値では、2060年の旭市の人口は第1期で記載されていた3万8,000人をさらに下回り、3万5,000人程度になってしまうことが予測されています。

人口減少・少子高齢化の影響は多方面に及び、負のスパイラルを招きかねません。人口が減少してしまつては、まちづくりすら行えません。人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、

持続可能なまちづくりを行うのは行政の役割だと思います。

そのような中、地方創生の観点から、市では生涯活躍のまち構想実現に向け進めています。昨年12月の全員協議会において、事業計画の説明を受け、その際、官民連携としてエリア内に旭市の施設として、おひさまテラスという公の施設を設置するとのことでありましたが、公の施設を設置する必要性についてお伺いいたします。

続きまして、2項目めの子どもの貧困対策について。

子どもの貧困対策を強化するため県が実施した県内実態調査が、昨年9月から10月に、15市町村に住む小学5年生と中学2年生とその保護者に実施され、子どもと保護者2万人に調査票を配り、共に約34%から回答を得ました。県の大規模実態調査は初めてで、速報集計によると、困窮層の割合と保護者の回答に基づくものでは、小学5年で6.1%、中学2年で8.2%、困窮層周辺層は小5で11.4%、中2で13.8%となったことでもあります。

本市の割合はどのようなものかお伺いいたします。

続きまして3項目のCSFについて、(1)CSFワクチンの接種について。

千葉県は、17日から県内で飼育する豚を対象に、豚熱のワクチン接種を始めるとのことです。県では豚熱が発生していないが、近隣の県での発生などを踏まえ、昨年12月に予防的にワクチンを接種できる推奨地域となったことから実施する。

県はワクチン接種プログラムを農水省に提出し、1月30日付で認められたために、接種区域は県内全域で、初回は61万頭と全飼育豚が対象で、追加接種は新たに生まれてくる豚や繁殖用の豚などを対象に、月に10万頭を見込むとの新聞報道がありました。その接種はどのように進められているのかお伺いいたします。

次に、2点目として、野生イノシシの捕獲状況についてお伺いいたします。

前回の12月定例議会において、野生イノシシの捕獲の強化についてお伺いいたしました。CSFの蔓延の一つの要因とされる野生イノシシの感染拡大が大きな問題となっております。CSFの撲滅には、野生イノシシ対策こそが不可欠で、対象の6市町、旭市、銚子市、成田市、香取市、印西市の5市と東庄町で、昨年11月から捕獲に着手しての捕獲状況についてお伺いいたします。

続きまして、4項目めの道の駅季楽里あさひの危機管理についてお伺いいたします。

1点目として、道の駅季楽里あさひでの新型コロナウイルスに対する対策についてお伺いいたします。

国内での相次ぐ感染者の確認に、国立国際医療研究センターの大曲国際感染症センター長

は、実際には市中で人から人への感染が起きている、それが連続的に起きるということは想定しておかないと、と指摘しております。また、今後軽症の患者がたくさん出てくる可能性もあると話をしております。

そのような中でありますが、多くの来場者が来られる道の駅季楽里あさひでは、どのような新型コロナウイルス対策をしているのかお伺いいたします。

続きまして、２点目として、先日、国土交通省は道の駅の防災拠点化を進める自治体に対し財政支援を拡充する方針とのことです。防災道の駅の認定制度を2020年秋頃に創設し、広域的な救護、復旧活動の拠点としての機能強化を重点的に後押しすると、２月14日の有識者委員会で制度の概要が示されました。

道の駅は全国に1,160か所あります。自治体の防災計画に拠点として位置づけられている施設は、約500か所に上り、防災道の駅は主にこの約500施設の中から、各都道府県１、２か所を選定するとのことですが、旭市としてはどのような考えがあるのかお伺いいたします。

以上、４項目６点の質問を行います。なお、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、生涯活躍のまち構想について、（１）のおひさまテラスについて、公の施設を設置する必要性についてということでお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、人口減少・少子高齢化は本市にとっても深刻な問題で、早急に対策を講じる必要があり、行政の役目だと認識していることは同じであります。

地方創生の観点から、国は生涯活躍のまちづくりを推奨し、旭市にとっても、その方向性が合致していることから、第１期の総合戦略に重点戦略として位置づけ、これまで取り組んでまいりました。事業者、事業計画も決定し、計画地についても農振除外等の見通しがつき、ようやくここまで来たかと実感しているところであります。

エリア内に設置する公の施設についてであります。国が生涯活躍のまちの要素として官民連携を掲げていますが、以前から市に対して子育て世代を含む若者や新規採用職員から、雨の日に遊べる場所がない、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい、児童

館など親子が安心して集まれる身近な場が欲しいといった要望が多く寄せられており、アンケート結果からも把握できたため、将来の旭市を見据えたときに、市としても子どもをメインとした交流施設は必要であり、こういった若者の意見をぜひとも反映させなければ、若者がどんどん都市部へ流出してしまうことにつながり、人口構造の若返りはもとより、人口の増加は見込めないと考えていたところであります。

そのような中、国はまち・ひと・しごと創生法の中、地方に元気を、地方の活性化ということで、自治体からのアイデアを募集したことによりまして、市としましても地域資源の宝でもある旭中央病院の隣接地にこのような施設を配置し、地方創生として人口減少・少子高齢化に対応した旭市ならではの生涯活躍のまちづくりと子育て世代の要望の実現を併せて行うことで、全国的にも情報発信ができ、子育て世代の流入だけではなく、全世代の流入促進につながるものと確信をしているところであります。

また、この事業の完成の暁には、雇用の創出、人口増、税収増等、経済波及効果もかなり出るものと考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、学校教育課から項目2、子どもの貧困対策について、県が実施した千葉県こどもの生活実態調査について、県から送付された旭市分の調査結果に基づきお答えいたします。

送付された調査結果には、小5、中2に区別されたデータがございませんので、全体の数字で申し上げます。本市では困窮層の割合は4.6%、困窮周辺層の割合は8.6%でございます。以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、3番のCSFについて、（1）のCSFワクチンの接種について、どのように進めているのかというご質問に対しましてお答え申し上げます。

千葉県の計画では、野生イノシシからの感染リスクがあるため、県北部の埼玉県や茨城県との県境から順に実施し、6月末の完了を目指し進めております。

接種は防疫の関係上、原則として1日1農場の対応になるため、市内農場の接種完了は5月末頃を予定しているようであります。

続きまして、（2）の野生イノシシの捕獲状況についてになります。

県は、千葉県猟友会に捕獲業務を委託いたしまして、委託期間であります3月末までに302頭の捕獲を目標として進めております。1月末現在では94頭が捕獲されている状況とな

っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは私からは、4項目めの道の駅季楽里あさひの危機管理についてお答えいたします。

まず、（１）の新型コロナウイルスに対する対策ですけれども、議員おっしゃるように、日本国内においても新型コロナウイルスによる感染が拡大していることから、季楽里あさひにおいても感染予防啓発のポスターやチラシを掲示して注意喚起を行っています。

また、訪日外国人向けの英語、中国語、韓国語で対応可能なコールセンターの周知のチラシを掲示しております。

それと、お客様や従業員の健康と安全確保を考慮し、従業員の手洗いの徹底やマスク着用での対応、施設の出入口付近にアルコール消毒液を設置するなどして感染防止に努めているところでございます。

また、バイキングレストランでは現在、ランチバイキング形式での食事の提供を当面の間中止しており、単品メニューでの営業を行っているところでございます。

続きまして、（２）の道の駅季楽里あさひの防災についてということで、防災道の駅についてどのように考えるかというご質問にお答えします。

道の駅につきましては、現在国において、防災機能の活用や災害時の防災拠点としての役割を担うことに大きく期待しています。

旭市は震災により甚大な被害を経験していることから、道の駅を産業や観光、文化の振興といった地域振興施設としての機能だけではなく、防災機能の役割も担っております。

旭市地域防災計画において、季楽里あさひは一時的な指定緊急避難場所としており、救援物資受入時の物資集積拠点や災害発生時の帰宅困難者等の一時滞在施設としての位置づけもしております。

防災道の駅につきましては、幹線道路にアクセスしやすい場所に立地していることや、災害ハザード区域に入っていないことを考慮し、当面は各都道府県から1、2か所の候補を募り、今秋にも認定する予定とのことであります。具体的な選定方法については、国土交通省において今後詰めるとのことですが、旭市においても避難者の受入れなど災害時の拠点機能の充実のため、制度導入の際には検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、生涯活躍のまち構想のおひさまテラスについての再質問をいたします。

市長の思い、考え方、それから必要性についてもよく理解できました。

それでは、公の施設を設置することによる効果はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、おひさまテラスを設置する効果について申し上げます。

このエリア内に公の施設を設置することで、市民にとってもコミュニティ育成や人材育成、さらには活躍の場となり、多世代と交流しながらにぎわいの創出が可能となると考えております。また、その他の施設も含め病院の隣接地に機能集約することで魅力が増し、生活の利便性の向上や市域全体への波及効果が図られ、ハード・ソフト双方から充実した事業を展開していくためには大変重要であり、必要な施設であると考えております。

公の施設の設置後はフロアを借り、運営を民間に委託する方法を想定しており、施設を保有することなくまちづくりが可能となりますので、建設費や維持補修等の必要性がないことも、目的、効果の一つであると考えております。

国からの交付金を活用していくことも視野に入れ、国の推奨する生涯活躍のまちとして旭市版の生涯活躍のまちづくりを行うためには、中央病院を最大限に生かしつつ、多様な機能を連携させ、相乗効果を高める必要があります。そのためには行政だけで成し得るのは困難であるため、官民連携は市としても当初から必要なことであると考えていたところであり、国が求める生涯活躍のまちの要素の一つにもなっているところでございます。

市が施設を借り受けた場合、賃借料、いわゆるフロア代が発生いたしますけれども、この賃借料を下げるために、国の地方創生拠点整備交付金の交付を受けるために、現在作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 公の施設を設置することによる効果についても理解できました。また、市が施設を借り受けた場合の賃借料については、賃借料を下げるために、国の地方創生拠点整備交付金が受けられるように、今、作業を進めているということでありました。交付金が

受けられるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。

また、昨年12月の全員協議会で公の施設を設置し、その上で市が賃料を払い、市はイオンタウンに企画や運営を委託するとの説明であったかと思います。そうすると、賃借料と委託料が発生するかと思いますが、市では現在、公共施設等総合管理計画に基づき施設の調整を進めているかと思いますが、今後、施設を統廃合していく中で、おひさまテラスのフロア代や管理委託料をどのくらいと見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 現在、事業者による地権者との地代交渉や拠点整備交付金の交付が確定してはおりませんので、本当にざっくりとした額となってしまいますが、ご容赦願いたいと思います。

現時点で想定案として提示されている額で申し上げますと、拠点整備交付金の交付があった場合、フロア代は月額坪約4,000円から5,000円、年間約3,200万円から4,000万円ということでございます。なかった場合のフロア代は、月坪約7,000円から1万円程度で、年間5,600万円から8,000万円程度と見込まれます。

指定管理料につきましては、海上公民館の建設費や修繕費を除いた維持管理や活動費等が年間約6,000万円ですので、それを基本としつつ、公共施設等をスクラップ・アンド・ビルドしていく範囲内で考えております。

したがって、交付金があった場合の合計は年間およそ1億円以内、なかった場合は約1億4,000万円程度と、現在のところではざっくりと見込んでおります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） 駐車場については、賃料が発生しないこととなっております。

駐車場代につきましては、あくまでも市として払うのはフロア代だけということになっております。

○議長（伊藤 保） 今、宮内議員の質疑ですので、不規則発言は控えてください。

宮内保議員。

○8番（宮内 保） いろいろな部分で確定していないものがあるようですが、想定案として、地方創生拠点整備交付金が交付された場合は、フロア代が月額坪4,000円から5,000円と、管理委託料との合計で1億円以内、なかった場合は1億4,000万円程度とのことでありました。

何かまだ不透明な部分があるようですが、生涯活躍のまち構想おひさまテラスが順調に設

置できることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2項目め、子どもの貧困対策について再質問をいたします。

学校の授業については分からないと回答した小学5年生の子は、困窮層で22.9%、周辺層では10.2%を占めたのに対し、それ以外の一般層では8%にとどまる。中2でも困窮層で37%に達した一方、一般層は15.3%と差が鮮明で、自宅で宿題ができる場所が欲しい、ほっとできる場所がないと回答したり、学習塾に通っていない比率も困窮層で高く、勉強が分からないときに教えてくれる人がいない、中2の1割強。中2で、自分は価値のある人間と回答したのは、一般層で52.9%に対し困窮層は37.1%。自分のことが好き、小5も一般層は63.1%に対し、困窮層は43.7%と低い。

困窮する子どもほど学習理解度や自己肯定感が低いとのことでありますが、本市はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 最初の回答でも申し上げましたとおり、申し訳ありませんが、県から送付された調査結果には、小5、中2の別、困窮層、困窮周辺層、一般層の別に区分されたデータがございませんので、全体での数字ということで申し上げます。

学校の授業が分からないとの回答は14.7%、勉強が分からないときに教えてくれる人がいないとの回答は2.7%、自分が価値のある人間との回答は55.2%、自分のことが好きとの回答は53.9%でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、進学について中2に聴いた進路希望では、大学またはそれ以上と回答したのは、一般層が52%に対し困窮層は24.5%とかなり少なかった。中2の保護者に10年前の暮らし向きを聴くと、苦しかったは困窮層で55.2%、一般層では18.3%、自身が15歳の頃の暮らしは苦しかったのも困窮層は35.1%、一般層は20.4%、保護者の自己肯定感も困窮層で低い。進路ではどのようなものなのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） お答えいたします。

これにつきましても、小5、中2の別、困窮層、困窮周辺層、一般層の別で区分したデー

タがございませんので、申し訳ありませんが全体での数字を申し上げます。

進路希望では、大学またはそれ以上との回答は32.2%、保護者の10年前の暮らし向きが苦しかったとの回答は22.8%、保護者自身が15歳頃の暮らし向きが苦しかったとの回答は23.4%でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保護委員。

○8番（宮内 保） それでは、続きまして、保護者が経済的な理由で子どもの受診を控えたり、体罰をしてしまう傾向については、子どもを受診させたほうがいいと思ったのに実際には受診していなかった経験のある保護者は、小5は困窮層で20.2%、一般層は8.5%で、理由に費用を掲げた比率も高かった。一般層では、費用が理由だったのはほぼ皆無であった。

また、子どもに行き過ぎた体罰を与えた経験、子どもを持ってから自殺を考えた経験があるのは、困窮層で共に2割前後に達し、一般層の2倍から5倍だった。子育ての相談相手が身近にいないのも、困窮層で約4割と一般層の2倍に上り、孤立も浮かび上がった。

生活困窮に直面する子どもたちに対し教育や医療の機会の平等に向けた救いの手を打つとともに、家庭困窮が長期化、連鎖する傾向にある、保護者側への支援も急務と言えそうです。

県は、指摘されてきた貧困との関連性が数値で裏づけられたと受け止め、結果を踏まえて次期の子どもの貧困対策推進計画を策定し、外部の専門家らと詳細な分析を進め、県民の意見も聴いて、20年度の早い時期に策定する方針とのことでありました。市はこの貧困に対してどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保護委員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、教育の支援策についてお答えいたします。

一つ目は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度でございます。これは、経済的理由により就学困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図るものです。

二つ目は、育英資金給付事業です。これは、特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校、大学等への修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図るものです。

学校教育課からは以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課からは、ご質問にありました、家庭困窮が長期化、連鎖する傾向にある保護者側への支援についてお答えいたします。

支援の一つとして、生活困窮世帯への経済的支援である生活保護制度がございます。生活保護制度への支援として、義務教育を受けるために必要な学用品費など教育扶助、医療扶助や日常生活に必要な食費、被服費、光熱水費などの生活扶助、大学等に進学する際の進学準備給付金、就労に必要な技能の習得等に係る費用として生業扶助などの支援がございます。

生活保護制度による経済的支援のほかに、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労支援など、各種制度を活用し、保護者側への支援を行っているところです。

社会福祉課からは以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 子育て支援課からは、医療機会についてと本市の貧困に対しての考え方を回答いたします。

市では、高校生等までのお子さんのいる保護者に、子どもの医療に要する費用の全部または一部を助成する子ども医療費助成事業を行っています。300円の自己負担または一定所得に満たない世帯においては無料にて医療機関に受診することができます。

また、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する母子家庭の母子や父子家庭の父子、父母がいない児童の医療費の自己負担額の一部を助成するひとり親医療費等助成事業も行っております。

そして、本市の考え方といたしまして、子どもの貧困対策を重点課題として捉え、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むべきこととして、子どもの貧困対策推進計画を、現在策定中の第2期旭市子ども・子育て支援事業計画に位置づけし関係各課及び関係機関との連携を図り、適切な支援事業を実施しながら、総合的な貧困対策を推進したいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保護議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。県から送付された調査結果には小5、中2の別、困窮層、周辺困窮層、一般層の別に区別されたデータはなく、全体の数字でということでご答弁を頂きました。本当にありがとうございました。

全体的な感じとして、県と市とはあまり大きな差はないように感じました。少子高齢化が進む中、子どもの貧困問題は大変かと思います。関係各課及び関係機関との連携を図り、適

切な支援事業を実施しながら総合的な子どもの貧困対策を実施していただきたいと思います。

それでは、C S F ワクチン接種についての再質問をいたします。

接種は1日1農場、接種完了は5月末頃を予定しているとのことでありました。

県が主導で実施しているとは思いますが、市内の養豚場の件数と飼育する頭数の数はどのぐらいなものなのか。また市内の農場でワクチン接種をするときに、市はどのように関わっていくのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市内養豚場の件数と飼養頭数について回答申し上げます。

市内にある養豚場の数は85農場、肥育、飼養されている頭数は、昨年6月末現在になりますが21万7,000頭になっております。また市内の生産者の飼養頭数としては、市外に所有する農場も含め、およそ27万頭になります。

ワクチンを接種する際の市の関わりといたしましては、市内農場での接種作業に可能な限り協力していくこととなりまして、接種頭数の記録や作業の補助を行うことになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、養豚場の数と飼育頭数については分かりました。大変な件数ではありますが、市が接種頭数の記録など作業を補助するとのことでありました。

では、ワクチンを接種すればC S F が発生する心配はないものなのでしょうか。また、そのワクチン接種は旭市ではいつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 基本的に、ワクチンを接種した豚は、発症はいたしません。しかし、また新たに生まれてくる豚が、ワクチンを接種するまでに感染する可能性があります。そういった場合は、感染が発生した場合には、その農場の全ての豚が処分されることになっております。

市といたしましては、ワクチン接種に安心せず、これまでと同様にウイルスを農場に入れないよう、消毒や野生動物の侵入防止など防疫対策の徹底を関係機関と連携して生産者へ働

きかけていく予定であります。

なお、また市内でのワクチンの接種は、一部では早いところでは行われておりますが、本格的な開始時期としましては、3月下旬頃が予定されているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 基本的に、ワクチン接種をすれば発症はしないということで、本格的なワクチン接種は3月の下旬の頃の予定です。

それでは、養豚農家らが負担を軽減するために、県が現状飼育されている分の初回接種を無料にするとのことでした。制度上は1頭につき390円の手数料がかかるようですが、市では令和2年度一般会計予算で家畜伝染病予防事業補助金5,091万4,000円の事業対象に、新しくCSFワクチン接種27万頭が計上されておりますが、補助金の内容について伺いたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 現在、県内一斉で行われております初回の接種は、ウイルスの侵入を防ぐ緊急的な対応であることから、県の接種手数料が減免され、接種費用が無料となる予定でございます。

今後新たに生まれてくる豚などへの追加接種の費用は県の減免措置がなく、生産者負担となる見込みであります。市の単独支援といたしまして、追加接種に対しまして1頭当たり100円以内の助成を想定しているところでございます。

初回接種する豚は、基本的に飼養している全てが対象となりますが、生後1か月未満の子豚と出荷間近の豚というのは接種の対象外とされております。

市内の生産者のほとんどが、自分の農場で繁殖から肥育、出荷までを行う一貫生産でありまして、新たに生まれてくる子豚や初回接種の対象外となった子豚につきましては、今後それぞれの農場において追加接種することになっております。

おおむね肥育している豚というのは6か月で出荷されてしまいまして、また入れ替わるような形になりますので、年に2回程度は農場での追加接種が必要となる状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ぜひ、養豚農家の皆さんの負担の軽減のためによりしくお願いいたします。

それでは、野生イノシシの捕獲状況について再質問いたします。

野生イノシシの捕獲状況についてはよく分かりました。

豚熱未発生県のイノシシを、国立環境研究所が検査を担当するとの報道が2月24日にありました。環境省所管の独立行政法人国立環境研究所は、4月から野生イノシシで豚熱が発生していない道府県で捕獲した野生イノシシや死亡個体の豚熱検査を始めるとのことです。発生源と検査機関を分けることで交差汚染のリスクを減らし、既存の検査施設の負担軽減につなげたい考えのようです。

現在、野生イノシシ捕獲後の検査は、各県の家畜保健衛生所と農研機構動物衛生研究部門が担っているが、4月以降は野生イノシシで豚熱が発生していない県での各死亡個体の確定検査については、希望があれば国立環境研究所が担うとのこと。

当研究所を所管する環境省は、陽性かもしれない野生イノシシの血液を家畜保健衛生所に運ぶことが、そもそも交差汚染のリスクがあった、そのリスクを減らし、かつ家畜保健衛生所の検査負担の軽減を図るとの説明をしております。

野生イノシシの捕獲数も多く、検査負担の軽減を図るとのことですが、現在までに千葉県や旭地区で陽性の野生イノシシは確認されていないのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、県内、市での陽性の野生イノシシは確認されているのかということでお答えいたします。

市はもとより、県内でも確認はされていない状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 県内では陽性の野生イノシシは確認されていないということで、一安心いたしました。

それでは、県は豚熱のワクチン接種と併せて、県民に対して、発生県でないことや空港や港での水際検疫への協力を呼びかけているが、生産者らには引き続き自衛防疫対策の徹底を求めているようですが、そのような中、生産者は野生イノシシの養豚場内への侵入を防ぐために、侵入防止柵の設置を行っているようでありますが、補助金などはあるのかお伺いいた

します。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、野生動物の侵入防止柵の設置につきましては、農林水産省のほうでASF、アフリカ豚熱の緊急支援事業といたしまして、国の補助事業が用意されているところでございます。

この事業は、農場の周囲や出入口に防護柵等を設置することに対する補助事業でありまして、国の補助率は事業費の2分の1以内になっております。補助の上限には、単価が設定されておりまして、1メートル当たり柵は5,000円、出入口の門扉が1メートル当たり2万円というふうな形になっております。

また、県でも国の補助額の2分の1以内で上乗せ補助が行われております。補助率は合計しますと最大で4分の3以内の補助となっている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 補助金の内容がよく分かりました。よろしくお願いいたします。

それでは、道の駅季楽里あさひの新型コロナウイルスに対する対策についても、よく分かりました。

それでは、道の駅季楽里あさひの防災について再質問をいたします。広域的な救護、復旧活動の拠点としての機能強化をするとのことですが、具体的にはどのような活動をするのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 具体的な防災機能の強化ということですが、国土交通省のほうでは、防災道の駅の具体的な内容については今後示していく予定としておりますが、現在国土交通省で検討しています防災道の駅の内容について申し上げますと、防災機能強化の主な取組として、非常用電源や貯水槽など、災害時に必要な設備の追加、災害時に自衛隊や警察、テックフォースという緊急災害対策派遣隊などが活動できるスペースや緊急物資の集積、供給場所、ヘリポートなどの整備を国が財政支援を行うとのことであります。

防災道の駅につきましては、今後とも国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保護議員。

○8番（宮内 保） それでは、道の駅季楽里あさひのより一層の防災機能の強化をお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（伊藤 保） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それに、この中継をお聴きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。

皆さんの貴重なお時間を頂き、ここに令和2年第1回定例会の一般質問を行います。

初めに、社会保障をはじめ、国の形に関わる大改革が令和の新しい時代に始まるようになります。

本市においても今後、財政状況が厳しくなると予想されますので、行財政運営や事業計画をしっかりと見極め、守るもの、攻めるもの、我慢いただくものなど、メリハリのある取組が必要です。オリンピック・パラリンピックを控え、未来の躍動感にあふれた今こそ実行のときです。

僕は責任世代として、これからの担い手となる子どもたちから長年社会に貢献いただいた高齢者のために、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動します。

僕は、この旭市を本気でよくしたいと思っています。旭市の輝かしい未来のために、皆さん一致協力をよろしく願いいたします。

それでは、1項、生涯活躍のまちに關しての質問です。

この事業は、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ、略してＣＣＲＣ、高齢者の継続したケアという理念に基づき、加齢とともに変わる高齢者ニーズに応じて住居、生活、看護、介護、医療とそれぞれのサービスを総合的に提供していく施設のシステムです。その歴史は100年以上と古く、アメリカでは、1970年代から急増して、現在では2,000か所以上存在し、およそ75万人が生活しております。

このＣＣＲＣには、これまでの高齢者施設と違う大きな特徴があります。健常な方たちが、共同住宅形式で食事や娯楽を共にし、健康維持のための保健医療サービスが提供される自立型住居、生活支援や介護支援が必要となったときに移り住む支援型住居、常時介護が必要になり24時間体制の看護や医療、医療サービスが提供される介護型住居と、健康レベルに応じて三つの住まいが用意されているという施設であります。

我が国でも、地方創生の目玉の一つとして、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部において、日本版ＣＣＲＣの正式名称を生涯活躍のまちとし、この構想を地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込むことを国が支援する地方自治体の条件としたものであります。

元気なシニアの移住を認めることにより、地方の消費需要が喚起され、雇用を創出し、多世代との協働を通じた地域の活性化が実現するものと考えられ、国の試算によりますと、100人の移住が実現した場合、年間約1億8,000万円の経済効果があるとされております。

さらには、高齢者移住による受入れの自治体が、政府への影響が心配されるところでありましたが、新たな法改正によってこのようなサービス付高齢者向け住宅も特別養護老人ホームなどへの入居同様に、介護や医療の被保険者を引っ越し前の住居から変更する必要のない住所地特例が適用されるようになっております。

そこで、（１）あさひ形成事業計画の変遷についてであります。当初の説明や最初の計画からは、大きく変わりました。このような大規模開発事業を十分に精査検討しないまま進めてきたのは問題でなかったのか、僕は今、そのことを大変後悔しております。これからも多くの心配がありますが、本市の見解を求めます。

次に、２項、福祉行政に関して質問します。

（１）ヘルプマークの普及啓発の必要性についてです。

ヘルプマークを知っていますか。これは、援助を必要とする障害のある方などが、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするもので、かばんなどにつけることもできるストラップ型、これが実物であります。それと、携帯できるカード型のものが配付されています。所持している人は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊

娠初期の方または認知症など、外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方です。

視覚障害や聴覚障害などの状況把握が難しい人もつけています。外見では健康に見えても、疲れやすかったり、吊革につかまり続けるなど同じ体勢を保つことが困難な方がいますので、電車やバスで席をお譲りください。公共交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の上り下りの動作が困難な方がいますので、駅や商業施設で声をかけるなど、配慮をお願いします。

また、視覚障害者や聴覚障害者などの状況把握が難しい方、自分で迅速な避難が困難な方、人が大勢いる避難場所等でストレスを感じる方がいますので、災害時に安全な場所に避難するための支援をお願いします。

そこで、（１）ヘルプマークの普及啓発の必要性についてであります。対象者数に対する配付実績及び普及啓発の必要性に対する本市の見識を求めます。

次に、３項、行財政改革に関して質問します。

本市を取り巻く社会経済情勢は変化しております。厳しさを増す経済状況であります、令和２年度の一般会計予算案、その額は379億4,000万円と昨年より78億6,000万円上回る過去最大の規模となっています。

予算規模が膨らんだ要因として、新庁舎建設事業や広域ごみ処理の負担金、それに生涯活躍のまち形成事業など、大規模事業が重なっているためではありますが、そのようなときでありますので、本市の行財政改革に関して質問します。

それでは、（１）市民生活を鑑みた財政健全化についてであります。本市の現状に対する見解とこれまでの取組についてお尋ねいたします。

次に、同じく３項、行財政改革に関して、（２）職員意識の改革による市民サービスの向上についてであります。行政改革の目的は、市民サービスの向上や効率的で効果的な行財政運営であると思います。業務の効率化を図るためにも、従事する職員が目的意識を持って意欲的に日常業務に取り組むことが重要と考えますが、職員意識の改革に対して、市長の考えに基づき、市役所全体の事務を管理される副市長の考えを伺います。

次に、同じく３項、行財政改革に関しての（３）行政改革の検証と今後の課題についてであります。本市では、平成17年の第１次行政改革アクションプランから始まり、現在では第３次行政改革アクションプランに基づき進められていると思いますが、その検証と今後の課題を伺います。

以上、3項目5点にわたる質問を、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努められますようお願いします。

結びに、新しい時代をどのような時代としていくのか、その夢の実現は今を生きる僕たちの行動にかかっています。先送りでは、次の時代への責任を果たすことはできません。未来に向かってどのような旭市を目指すのか、その案を示すのは僕たち市議会の責任であります。

日本の真ん中で輝く旭市、希望あふれ誇りある旭市をつくり上げるその大きな夢に向かって、この6年間、全力で活動してきました。夢を夢のままで終わらせてはならない。新しい時代の旭市をつくるため、皆さんとともに取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、生涯活躍のまちに関してお答えいたします。あさひ形成事業計画の変遷についてということでございます。

確かに、最初、当初のうちは、C C R Cというような色合いの強いものでご説明してきたと思います。C C R Cの内容につきましては、先ほど議員よりご説明があったとおりでございます。

生涯活躍のまち・あさひ形成事業に関しましては、一番最初、平成28年2月に策定した旭市総合戦略に重点戦略として位置づけし、国の生涯活躍のまちづくりの考え方を踏襲しつつ、「旭市にしかない、旭市ならではの生涯活躍のまち」ということで、構想として第1期の総合戦略に掲載したものでございます。

総合戦略に記載のとおり、アクティブシニアや子育て世代をメインターゲットとしていること、安全・安心の提供や生涯学習機能も併せ持った多機能の導入と、多世代交流というコンセプト、実現に当たっては、市が誘導する事業でございますけれども、実施や運営については民間主導であること、戦略的、効果的な公共施設・機能の導入など、根幹となる部分は変わっていないかと思います。

その後は、具体的な導入機能について、市として具体例やイメージとして機能を置いてきたものはございますけれども、必須とした機能はなく、自由な考えの下で民間企業に構想をしてほしいというようなこともございました。国の考え方や市の示すコンセプトを踏まえた上での自由な発想を取り入れたいということでございます。

結果、平成31年、昨年1月には、イオンタウン株式会社を代表事業者とするグループが最優秀提案者に選定され、選定後は、移住者だけでなく、市民にとってもより魅力の増す「にぎわいのあるまち」にするため、ハード・ソフトの両面から検討を重ねてきて、昨年12月にご説明させていただきましたまちの形が出来上がってきたものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課からは、大きな2の福祉行政に関しての（1）ヘルプマークの普及啓発の必要性について、見識、対象者数、対象者数に対する配付実績についてお答えします。

ヘルプマークは、議員ご指摘のとおり、外見では分かりにくい障害のある方や妊娠初期の女性、認知症など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために東京都が作成したマークで、現在では千葉県や本市を含めた多くの自治体に広まっています。

本市ではヘルプマークの必要性は重要であるとの認識から、平成30年2月より県に先駆けヘルプマークの配付を実施し、広報紙等を通じて広く市民の皆様に周知しているところです。

ご質問のヘルプマークを必要としている方は、一見健康そうに見えるその人が、実は何らかの配慮を必要としている方で、例えば身体障害者手帳をお持ちの方で、身体の内部等に障害のある方や妊娠初期の女性の方などが考えられます。その方々で言いますと、本市では平成30年度で2,500人ほどでございます。ヘルプマークについては、122人の方へ配付いたしました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私のほうから、3、行財政改革に関して、（1）市民生活を鑑みた財政健全化について、本市の見解とこれまでの取組ということでお答えさせていただきます。

これまで本市では、将来の財政負担等を考慮し、市税等の徴収対策の強化による自主財源の確保、交付税措置のある有利な起債を活用すること、また、事業の実施に当たっては、事業効果を考慮し慎重に選定するなど、財政の健全化に取り組みつつ、合併関連事業や震災関連事業など市民生活に必要な事業についても堅実に実施してまいりました。

今後も、コスト削減だけにとらわれず、事業の目的や必要性を考慮し、限られた財源の中

できるだけ効率的な行政活動を行っていく、そういった観点から財政健全化を進めていくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） （２）の職員意識の改革による市民サービスの向上について、私からということでございますので、お答え申し上げます。

この職員意識の向上、これは、改革ですね。古くて新しいというと語弊がありますがけれども、ずっと昔から、ずっと継続してある課題なのかなと、そのように思います。

みんな職員は、新採で入ってきたときには、当然強い目的意識を持って、地域をよくしていこう、そういう思いはみんな持っていると思います。そういう中で、個別の業務を通じて、それぞれの目的意識を持ってその職務に励んでいるところでございます。ただ、これをずっと継続していくこと、それが非常に大変なのかなという思いはあります。

今、国のほうでも、人づくり革命というようなことも言われています。そういう中で、今、少子高齢化により人口減少が進む、そして情報化社会の急激な進展、市を取り巻く社会環境も大きく変化しておりまして、その変化の速度もとても速い。それとともに、市民が求める行政サービスも本当に多種多様に分かれています。

こういうところにそれぞれ対応していくのは、職員としても非常に大変であります。そういう中で、ただ、市民にとって、旭市に住んでよかった、その多くの市民が満足いただけるようにしていく、その市民ニーズをしっかりと把握して行政サービスの質を高めて市民本位の視点に立つ効率的で効果的な行政組織を目指していく、これはいつの時代も同じだと思います。

職員全体の成長というのが、そこには欠かせないと思います。職員一人ひとりの能力、意欲を向上させていく、そのためには、様々な職員対応、研修を行っているわけでございますけれども、やはり人は財産だと思います。

そういう中で、旭市を職員も愛していただくことによって、さらに市民に対してのサービスがよくなるのかな、そのように思う次第であります。そうなる職員のように、皆さんには心がけていただけるよう努めていきたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 私からは、（３）行財政改革の検証と今後の課題ということでお答え申し上げます。

合併後、現在第3次の行政改革アクションプランを実施しているところでございます。

まず、これまで行政改革アクションプランにおきましては、年度ごとに計画の進行管理をしておりまして、推進項目の所管課による自己評価を行っております。そしてそれらを進捗状況として取りまとめて、市民等には広報等で結果をお知らせしているところでございます。

この進捗状況における評価では、アクションプラン全体として滞りなく進んでいるものと判断しているところでございます。

そんな中、大きく成果が上がった取組項目としましては、歳入確保等に向けた市税等の収納率向上、この取組では、30年度までに効果目標額に対して、第3次アクションプランでは約144%を達成しておりまして、収納率、この現年分につきましては、市税においては平成26年度から0.96ポイント上がった98.03%、国民健康保険税におきましては、同じく3.97ポイント増えて93.61%へと上昇しているところでございます。

そのほかに、職員数の抑制、それに伴う人件費の削減効果についても成果として上がっております。また、行政評価、人材育成、人事考課制度等の推進によりまして、副市長も申し上げましたが、職員個々の能力や資質の向上が見られ、何よりも行政改革の意識が根づいたことも成果の一つと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再質問を行いたいと思いますけれども、まず、1項の生涯活躍のまちに關しての質問であります。

（1）にある、あさひ形成事業計画の変遷についてであります。来年度に5億円の施設整備予算が計上されております。最初の計画から変わった点として、地域コミュニティを図るための公共空間の施設整備が加わり、本市の役割が大幅に増大したというものであります。

いまだ、土地提供者との用地に対する契約が締結されず、移住希望者の見込みが不透明な中、先ほど、同僚、宮内議員の質問にもありましたが、おひさまテラスという市で借り上げる施設、これに対して明智市長の答弁にあった、その基本理念は大賛成なんです、市長、極めて面積が大きくなっています。この大きさに驚いているので警戒をしているんです。

そうなりますと、投入する市民の税金、それから旧飯岡・干潟・海上地区の過疎化を考えたときに不安になります。

そこで市長、前議員にもご答弁がありましたので、ぜひ僕に対しても差別なく答えていただきたいんですが、現在の構想の意図はどこにあるのか、ちょっと大き過ぎます。半分でい

いんじゃないのかなと考えますので、そこのところを市民に分かるように教えてください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） C C R Cという最初のスタートということでありましたが、私は国のそういったC C R Cというような部分での基本理念ということではなく、旭市らしさ、旭市でできる方法、そういったものを最初から考えておりまして、とにかく若者の流出を防ぐ、そういった部分を非常に、そしてまた子育て世代を旭市に留めておく、定住させておく、そういったことをしっかりとやっていかなければ、10年先、15年先の旭市は若者のいないまちになってしまうんじゃないかなと、そんな危惧をしていたところでありまして、まず第一に考えたのは、若者がその場所に、荒天、荒れた天気の日とか風の強い日、そういった部分で、いられる空間をつくりたい、そんなような思いでずっと考えてきたところであります。

それがちょうど、この提案者と合致しましてそういった部分になったわけでありましてけれども、ただ、面積が広いということは、それだけの面積がなければやはり、一日、若い人が子ども連れでいられない。仮に、海上公民館が今、全部で1,800平米あります。そういった部分を考えると、そんなにも大規模ではないのではないかな、そんなような思いで、市と業者といろんな部分で考えに考えて、検討に検討を加えてやってきた計画でありますので、どうぞご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 再度申し上げますけれども、質疑のときも言いました。既に、生涯活躍のまち構想を推進しているほかの自治体では、新たに特別養護老人ホームを建設する土地のない都内の関係自治体などの間で、高齢者を受け入れる合意を交わし、そうしてから整備を目指して事業を進めています。これが通常の実態ではないかなと僕は考えるわけであります。

このような状況で、どうして必要な規模だと言えるのか、まだ今の答弁では、僕自身がなかなか理解できない。何を根拠としているのか、市民が安心して納得できるように担当課のほうで再度ご答弁を願いたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

議案質疑の時にもございましたけれども、提携の協定を結んで老人ホームに入る方々を、東京都内だったと思うんですけれども、東京都内のまちから送り込む、送り込むといったら

ちょっと表現が悪いですけども、そういったことまでやって、生涯活躍のまち、日本版ＣＲＣということでしょうけれども、それをやっている方々がいるのは理解しております。

それで、今回の生涯活躍のまちですけども、老人ホーム的な機能でいいますと、今のところ地域密着型の老人ホームの予定です。すなわち、市内在住の方のみが入居できるということになります。一方、200人程度を予定しているんですが、移住者の方々を200名程度予定しております。この方々を捕まえるといえますか、確実に移住していただくために、ただいまいろいろな活動を行っております。

おひさまテラスの面積が広いということですが、これにつきましては、私ども参考になるような施設をかなり見てきております。その上で、有効だと思える機能をいいとこ取りで全部入れた施設です。すると、どうしてもあのくらいの面積にはなってしまうということで、それで先ほど金額のことで申し上げましたけれども、仮に半分だとしても、一番安いフロア賃で借りられれば、拠点整備交付金があった場合ですね、年間3,200万円、それが仮に半分だとすると1,600万円ということになるかと思うんですが、面積的には、そういった欲しい機能を全て入れ込んだ結果ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 欲しい機能を全部入れ込んだということになりますと、先ほど市長から答弁を頂けませんでした。やはり旧町のその過疎化がどうも心配なんです。集中と選択だとか、スマートコミュニティシティというのはいいいんですが、その辺の対応ができていますのか、それを安心させてくださいということで答弁を頂きたいなとまずは思いますね。

また、これまで担当課、答弁を頂きましたけれども、まだまだ心配で、不安で、市民が安心して納得できるものではないと、そう感じています。

都内からあふれる健康なシニアを受け入れて、その大きな消費需要によって旭市の、若者の雇用をつくるという構想に同化してもらいたいんです。その経済効果など、本市にもたらす受益と、それから若者世代、次の世代に残す負担を分かりやすく全てお示してください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まず、旧町の区域の過疎化というお話がありました。それで、旭地域に、中心地域ということで、あと中央病院の近接地ということで、あそこに生涯活躍のまちをつくるわけですけども、当然そこで、まちのにぎわいが出れば、旧3町地区も、要するに全市域への派生と

いうものを考えておりますので、その過疎化が進む要因にはならないかと考えます。

それと利益、市にもたらす利益ということですからけれども、これにつきましては、金額で申し上げますと50億円から60億円を30年間で見込んでおります。それと、市民が危惧する点といえば、恐らくおひさまテラスの運営に関する費用だと思います。

しかしながらそれを、先ほど金額で申し上げましたけれども、それと比較しても十分な効果が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、規定の回数終わりましたので、一つ要望を申し上げて次の項目に移りたいと思いますが、市長、上げた拳は下ろしにくいものであります。市長の答弁を考えたとき、移住者を呼び込むというその構想、僕はその構想を本当に大賛成なんです。ただ、議会としても、問題が甚だ多いと、問題提起や指摘をしてさらなる検討を求めましたが、いまだはっきりとした答弁が返ってきていない。それから、旧地域が大丈夫ですよと、そういうことを構想で考えていますよと言うけれども、具体的にどんなものなのか、今後ぜひ示してもらって納得して僕も賛成して参加していきたいなと、そのように思うんです。

この事業は、社会背景の変化を見極めて移住促進の政策とするのであれば、魅力ある民間再開発によって本市をアピールしていただきたい。その部分がだんだん薄まってきているように感じます。定住人口の増加施策として対応すべきだと僕は本気で思っていますので、民間の力をもっともっと活用していただけることを強く要望いたします。

それでは、2項、福祉行政に関して質問します。

このヘルプマークでありますね、普及啓発の必要性についてであります。千葉県では昨年、ストラップ型のヘルプマークを2万個作成し、市町村や健康福祉センターの窓口で配付しています。

本市では、2年ほど前に配付を始め、このことは広報あさひでも掲載されていましたが、非常に認知度が低いので、さらなる周知が必要と考えます。緊急時や災害時などに障害や難病のある方が効果的に支援を受けるためには、その方の障害や病気の状況、必要な支援の内容等が周囲の方へ適切に伝わるのが大切なんです。これを本市においても強力に推進を図ることが求められていると考えますが、普及推進について本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 本市においても、外見では分かりにくい障害のある方々などが市の内外や県外においても周囲の方々から配慮が受けられるよう、県とも連携しながら引き続きヘルプマークの配付や広報紙、ホームページなどを通じ周知等に努めるとともに、今後の取組として市内の障害者の相談支援事業所等へも啓発用のチラシ等を配布するなどし、広く市民の皆様にヘルプマークの必要性をご理解していただけるよう普及促進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） どうぞよろしくお願いしたいなと、そのように思います。

それでは、次の3項、行財政改革に関しての質問に移ります。

（1）市民生活を鑑みた財政健全化についてであります。令和2年度の予算案に計上した主な事業により、財政運営に与えるその影響と、それを鑑みた行財政改革の必要性、これについて伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 令和2年度予算に計上した大規模事業が財政運営に与える影響と、それに鑑みた行財政改革の必要性ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度予算では、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備事業に係る負担金など、大規模な事業を計上しております。これらの事業の影響としましては、財政調整基金繰入金が大幅に増額となったこと、これらの事業に係る起債の償還が今後必要になるといったことがございます。

こういった大規模事業は、これから徐々に少なくなりまして、歳出も減少していくと見込まれておりますけれども、今後も人件費の削減や施設の統廃合など積極的に行財政改革に取り組みながら、適正な財政運営を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 財政のほう、先日、旭市一般会計の財政推計について説明が担当課よりありました。

今回の予算案のその信憑性を鑑みて、来年度に事業が重なり、令和2年度の予算規模がこれほどまでに膨れ上がることを担当課として予測できていたのか。加えて、大幅に増額して

いる財政調整基金は、市民生活を鑑みた場合、妥当であるのか、明確な答弁を求めます。

また、令和3年度以降にも、大規模な支出等があるのであれば、それは具体的にどのような事業を見込んでいるのか、あるいは令和3年度以降の適正な予算規模、それも併せて本市の見解を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） ご質問、何点かあったと思いますけれども、担当者として今年度大きく財政規模が増えることが予測されたかどうかということでございました。

これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、新庁舎建設事業だとかごみ処理施設の工事負担金、こういったものが増えることである程度大きくなるであろうと、令和元年度が300億円を超して最大の予算規模になりましたけれども、それを超えるものになるだろうという予測はしておりました。

それと、財政調整基金は妥当かということですが、今現在95億円ほどありますけれども、予算規模からしたら、ある程度大きな額であるというふうな認識はございます。ただ、これから少子高齢化だとか、だんだん人口が減っていきます。そのほかに、社会福祉費、こういった増大もございますので、それに備えた、今であればある程度、それに対して安心できる額であるというふうには考えております。

それと、令和3年度以降の大規模な支出等についてということですが、それと具体的にどのような事業を見込んでいるかと、本市の適正な規模はということでございますけれども、令和3年度以降の大規模事業につきましては、新庁舎建設事業では旧庁舎の取壊し費用等を令和3年度に見込んでおります。広域ごみ処理施設整備事業では、この中継施設の整備等の費用を令和4年度まで見込んでおります。また、令和3年度には、サッカー場整備事業の工事費を見込み、道路関係では、令和5年度までの事業として飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、南堀之内バイパス整備事業などを見込んでおります。

適正な予算規模につきましては、その時々の方勢によって大きく変わってくることと思います。また、必要となる事業や規模が異なるため、お示しするのは難しいというふうに考えておりますけれども、合併時の平成18年当初の予算が241億円ほど、その後、本格的な合併関連事業だとか、震災に伴う復興関連事業、こういったものがございまして、250億円だとか260億円、こういったように増えて、今年度は300億円を超したということでございますけれども、今後、こういった合併関連事業だとか、あるいは震災関連事業、こういったものは

おおむね令和5年度くらいでおおよそのめどがつくのではないかというふうに思っております。令和6年度以降につきましては、徐々に落ち着いた予算規模になっていくものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 令和3年度から令和5年度までは幾つか大きな事業は残っているが、それ以降は予算規模縮小して落ち着いていくということですね。

今後の財政状況についてはますます厳しさを増していくことが見込まれますので、将来に向けて財政の緊縮化を図っていかなければなりません。しかし、財政の緊縮化によって市民生活に影響を与えることは絶対にあってはならないので、市民の生活を考えた上での将来の健全財政を図るための今後の取組について担当課の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市民生活を考えた上での財政運営ということでございますけれども、普通交付税の合併算定替の終了に伴う歳入の減少だとか、少子高齢化の進展などによる社会保障関連経費などの増加によって、今後の財政状況については、より一層厳しくなることが想定されております。こういった中、今後も継続的に行財政改革を進めていく中で、予算規模についても徐々に落ち着いていくのかなというふうに考えております。

これまでと同様、子育て支援などの人口減少対策への取組を推進するとともに、必要な事業につきましては積極的に予算化を進めるなど、住民サービスに影響がないよう予算編成を行い、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしくお願ひしたいと、それで終わります。

次に3項、行財政改革に関しての（2）職員意識の改革による市民サービスの向上についてであります。

先ほど副市長よりご答弁があった意識改革とありますね、震災以降の職員は目的意識が非常に強いと、力強い発言を頂きました。震災以前の職員が、こちらに皆さんいらっしゃるわけですが、その方々も副市長に認められるようなしっかりとした目的意識でやってもらいたいと、僕はこの旭市を諦めません。副市長も同じ気持ちで大いに期待して、みんなで新しい

気持ちの中で職員意識向上に図っていただきたいなど。決して低いとは言っていないんですよ。ただ、震災以前の方が非常に強いということはよく分かりましたので、それを受け止めています。

それで、職員意識の改革ということでありますけれども、どのような手法で行い、何らかの成果が出ているのであれば、それはどのようなものであると評価しているのか、副市長、結構ですので、担当課のご答弁を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 震災が、大きな、東日本大震災の話になって、今、質問があったようなので、これはちょっと誤解がありますので、一旦そこだけのご説明させてください。

「新規採用職員」、いわゆる新しく公務員になったときのその意欲なので、ですからここに……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） すみません、「新採」と略してしまったので、そういうことなんです。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） 本当に、ここにいる職員も、そのときの気持ちはやはり、市、まちをよくしようと思って入ってきているという、そこだけのご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、職員意識の改革ですが、市の取組の中で、成果としてどんなものがあるかということについてお答えいたします。

行政改革のアクションプランにおきましては、これまで基本方針の一つに、人と組織の育成戦略、これを掲げまして、市民サービスの向上のためということで、個々の職員の能力向上、意識改革の推進が重要であると捉え、人材育成の推進など取組項目としているところであります。この人材育成の取組については、この後、総務課のほうからご回答申し上げます。

行政改革推進課では、職員意識の改革による市民サービスの向上を図るという観点から、平成24年度から行政評価制度を導入しております。具体的には、事務事業評価や事務事業優先度評価、こういったものを実施しており、今年度は265事業の評価を実施しております。

事務事業評価は、所管する事務事業をPDCAサイクルに基づき、課や班など、そういっ

た組織で課題等を共通認識して組織的に評価するものでありまして、事務事業の目的を明確にして成果状況を把握して仕事の有効性を検討していくことに意義があります。

これによりまして、職員の政策形成能力を向上させ、また、財源の有効活用という意識を持つことができるなど、職員の能力向上が図られるとともに、事務事業を改善すべく組織全体で見直すことで結果的に行財政運営が推進され、市民サービスの向上につながるものと考えているところでございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 何か大変失礼しました。未熟者でね、なかなか、副市長のご回答に赤っ恥をかきました。

改めまして、3度目の質問ですけれども、職員意識の改革といいましても、670名からの職員がいるわけでありまして。また、新規職員のみならず臨時職員、再任用、パートと様々な雇用の体系の方が働く中で、それぞれの意識も異なると思いますし、やる気に満ちあふれたパートもいれば、そのように見受けられない正職員の方もいるというのが組織であると認識しています。

しかし、やる気のあるなしにかかわらず、日常業務はこなしていかなければなりませんので、雇用体系別に基準があるのかと、それから業務に対する意識の持ち方において、行政改革の市民サービス向上の観点からどのようなことに取り組んでいるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、職員の意識改革という観点からお答えしていきたいと思っております。

議員のほうからいろいろお話ございました。ありがとうございます。それで、総務課として取り組んでいることを少しまず申し上げたいと思っております。

総務課としては、人材育成基本方針というのを基本的には作成いたしまして、それに基づいた改革に取り組んでいるところでございます。

そのうちの一つとして、人事考課の制度というのをやっていることは、ご案内かもしれません。その中では、自分でまず目標を立てて途中の経過も見ながら、最終的にどうなったかというのをもう一度検証する。それによって、また次の事業に進めていく、いわゆるPDCAサイクルということになってまいりますけれども、さらにその過程の中では、上司と面談をして、どこがいけないのかということも検証しながら進めていく。それによって、その職

員の能力が高まっていくということを進めているところでございます。

職員の中でも、もちろん、管理職から一般の職員までいろいろな階層がございますので、その階層によって目標のレベルというのは変えているということもございますし、どういった行動を取るべきかというレベルというのも、それぞれの階層によって異なる形を取っております。自分のレベルに応じた目標を立てる、あるいは行動を立てるということで取り組んでいるところでございます。

それが一番大きなところかと思いますが、そのほかに、仮に申し上げますとすれば、研修にも当然多く取り組んでおります。職員のそれぞれのステージに応じた研修は当然ですが、職場の置かれた場所、例えば税であれば税務の研修ですとか、福祉であれば福祉の研修ですとか、その専門的な研修を行うことでスキルを高めていただくということには取り組んでいるところでございます。

市民サービスを提供するための手段とすれば、金・物・人、これが三つだと思います。そのうちの大切なものとして人、要は職員ということがあるわけだと思っております。その職員の意識がきちんとなければ、市民サービスは高まらないというふうに思っております。

どんな形で高めるのか。先ほど、組織の中ではなかなか難しいような発言もございました。全部がすばらしい、120%の職員というのは、なかなか組織の中では難しいというのがある学者の解説などでも出ておりますけれども、それをなるべく、できるだけ一つになって、目標に向かって取り組めるようにこれからも努めていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） また、慎重に、恥をかかないように伺いますけれどもね。

今、個別の、個人の職員の話だったかと思うんですよ。上司、部下、それから管理職、一般という言葉がありましたが、伺いたいのは、職員の年齢別構成のその状況から見た場合の接遇向上策というんですか、その辺に関して伺いたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 年齢別構成から見た接遇策ということでご質問を頂きました。

改めて、すみません、分析をしているということではございませんが、私の感じた範囲ということで申し上げたいと思います。

今、職員の年齢構成が、若い世代のほうが少し少ないかなという部分は感じております。

それは、合併の後で、職員が少し余剰だった部分について、退職者から見て、退職した数から見て3分の1という採用を続けてきた結果が、今の年齢構成の少しいびつさを招いているのかなということは感じております。

それが、じゃ、何だということになってまいりますけれども、自分がこの年になったらということではありませんが、昔、多分、自分が若いときには、上司から見て非常に頼りない存在だったんだなと思われていたんじゃないかなと思います。今、私が20代の職員を見たときに、うーん、少し物足りない部分があるのかなと感じるところ、ときもあります。それは、仕事の面であつたり、市民への接遇の面であつたりということで感じる時がないと言ったらうそになります。

ただ、もともとのポテンシャルは、今の若い職員は高いなとは感じております。いかにその職員をきちんと指導していくかということが大事なかなと思っております。

そのための取組の一環として、さっき新採職員というのが出ましたけれども、新規採用の職員には……

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。新規採用の職員にはサポーターというのをつけております。中堅の職員を新規採用の職員に、補助的な形でアドバイスをするためのサポーターというのをつけておまして、これがもう数年行ってきたしております。なかなかやはり、学校を出てすぐに一人前になるというのは難しいと思っております。一人前になるまでには、少し指導というものの期間も必要かと思っております。

その指導の期間のときに果たすべき役割として、そのサポーターというのをマンツーマンでつけまして、その人がいろんな相談に乗ったりあるいは助言を行ったり、そんなことで職員を早く、できるだけ早く一人前に取り組んでいくということを目指しているところでございます。

今、若いほうの世代について申し上げましたけれども、中堅の世代、我々のような管理職の世代、それぞれについても、やはり人事考課の制度を使って取り組んでいくことが大事なのかなと思っております。

それは、中堅の班長であれば、課長が人事考課に基づいた面接等を活用して班長の役割というのをきちんと認識させたり、事業の目的について進行管理を行ったりということもございますし、私、課長であれば、また副市長にご指導いただくとかということで、そういった組織の中で上と下の関係がうまく築かれることによって、旭市が全体としてよくなっていけれ

ばいいなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次の括弧に移りますけれども、3ですね、行財政改革に関しての行政改革の検証と今後の課題についてであります。

先ほどの答弁に、検証の結果、幾つかの成果が挙げられていましたので、そのことによる財政効果のその金額を伺います。また、行政改革の推進に当たり、幅広く意見を求め、反映させているようでありましたので、具体的な市民の意見を、それをどのように取り入れて反映させているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） それでは、行政改革の効果の額というご質問でございます。

まず、第3次アクションプランで実施しております歳入の確保並びに経費の削減といった効果額につきましては、平成27年度から平成30年度まで4年間で、私どもの算定で21億3,658万円となっております。これは、直接的な経費の削減といいますよりも、アクションプランを実施する上で成果の目安という考えでございまして、例えば税におきましては、前年度の収入未済額と当年度の差を効果額としているような状況でございます。

先ほどの21億円は、5年間の目標額、15億9,180万円なんですが、これに対して5億4,478万円ほど上回っておりまして、最終年度を含めればそれ以上の効果額ということで見込めることとなっております。

また、市民意見の取り入れということでございます。

市のほうでは今、行政改革推進委員というそういう組織を持っておりまして、現在、委員12名おりますけれども、その中で、今回も第4次のアクションプランを策定するに当たり、お集まりいただいて、それぞれ意見を頂いております。

また、先ほど申しました事務事業の評価の段階で、こちらの行政改革の委員にも評価に加わっていただいております。市民の意見を取り込む、反映させようというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、行政改革の場合、総論には賛成いただくものの、やはり各論ということになりますと、特に身近な行政サービスの見直しの場合には、理解いただくことが難しいということがございまして、先ほどちょっと課題という点にも少し重なりますけれども、

これからも市民の立場に立って十分な説明責任を果たした上で、効率的で効果的な行政運営を目指していく必要があるということで考えております。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長（井上保巳）　ですから、それは市民意見としましては、行政改革の委員会が市民の代表ということで引用いただき、また、ホームページや広報等でも私どもの取組をお知らせしておりますので、それによって意見を頂くというようなことがございます。

以上です。

○議長（伊藤　保）　林晴道議員。

○4番（林　晴道）　来年度より新たに第4次行政改革アクションプランになりますけれども、第3次のアクションプランからの積み残しとしてさらに改革を進めていかなければならないと考える具体的な点、それに対する課題を伺いたいと思います。

○議長（伊藤　保）　林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳）　市のほうでは、合併後からこれまで継続して行政改革に取り組んでおりまして、一定の効果ということで挙げてきているところであります。

そんな中で、今、積み残しという言葉頂きましたけれども、積み残しという考え方は特にございまして、例えば、取組として挙げたもので計画どおりに進行しなかった項目がございますが、それは内容を精査・評価しまして、今後も継続して取り組むか否か判断しているところであります。

そんな結果、作成中の第4次アクションプランにおきましては、第3次アクションプランから継続する項目47項目に新規の2項目を合わせた49項目を計画として取り組んでいく予定でございます。

ということで、次期アクションプランのほうに引き継いだものの中には、例えば一般行政経費の抑制ということで考えますれば、新庁舎への移転までは公共施設の再編等が進まないということもございます。現在、十分な成果が上がっていないというふうに考えますので、これは次期アクションプランにも引き継いでしっかりと取り組んでいかなければならない課題と考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤　保）　林晴道議員。

○4番（林　晴道）　行政改革の検証と今後の課題ということでご答弁いただきました。

特に積み残しはないと、着実に改革が進行されて、次の課題も明確化されて、これから本格的にと期待をするところではありますが、何と担当課長は定年を迎えるようです。また、この議場にいる7人の課長職や、ほかにも多くの職員が勇退されると伺いました。本当に名残惜しく、まだまだ教えていただきたいことがたくさんあるような気がします。

今後も変わらず、僕や後進の指導をお願い申し上げるとともに、どうか健康にご留意され、元氣でご活躍ください。

今まで本当にお世話になりました。旭市のためにありがとうございました。

これにて質問の全てを終わります。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 米 本 弥一郎

○議長（伊藤 保） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、米本弥一郎です。

伊藤保議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問をいたします。

初めに、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてお伺いします。

先日、私は、先輩、同僚議員と（仮称）おひさまテラスの類似施設と思われる武蔵野市の武蔵野プレイスと足立区のギャラクシティを視察してまいりました。

武蔵野プレイスは、図書館、生涯学習支援、市民活動支援、青少年活動支援の四つの機能を持ち、市の外郭団体が運営しています。ギャラクシティは、足立区立の遊びながら学べる体験型複合施設で、指定管理会社が運営しています。

本市にもこのような施設ができれば、子育て世帯への支援となり、市民文化の創造・発信

につながるだろうと感じたところです。

そこでお伺いします。

以前、全員協議会で、200人移住した場合の効果を説明いただきました。先日の議案質疑でも、アンケートによれば、まち開きの前に207人が、まち開きと同時に228人が移住希望であるとの答弁がありました。先ほども、林議員から経済効果に関する質問がありましたが、計画が具体化してきた中で、どのような効果が期待できるのか、計画地への効果投資額、新たな雇用の見込みをお伺いします。

次に、新「学習指導要領」に関してお伺いします。

学習指導要領が改訂され、幼稚園では平成30年度から、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されます。

そこで、1点目は、小学校での外国語教育について。これまでの経緯と、現在はどのように行われているのかお伺いします。

2点目は、プログラミング教育について。そもそも、プログラミングとはどのようなものかお伺いします。

3点目は、先生方の働き方改革についてお伺いします。先生方の長時間労働が報道されていますが、本市の先生方はどうか。現状をどのように認識しているのかお伺いします。

1回目の質問は以上です。再質問以降は自席で行わせていただきます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

まちづくりの効果についてということですが、以前、全員協議会におきまして、200人という移住者の数、それで事業期間を20年ということでご説明させていただきました。これを本計画30年ということと考えておりますので、30年に変更して経済効果を算出し直しております。

市税等の額は約4億円から5億円だったものが、約6億円から7億円となりました。それとは別に、移住者が直接市内に投下する額を計算すると、20年の場合、32億円だったものが、30年間ですと約49億円になります。それに、企業の支払う固定資産税などが加算されることとなりますので、波及効果として考えると、それ以上の効果が期待できると考えております。

また、事業者がこの事業に投資する額としては、イオンタウンが約30億円、大和ハウスが約12億円、楽天堂が約15億円ということでお伺っておりますので、ざっくりとした数字になり

ますけれども、合計で50億円から60億円となります。

雇用にもたらす効果ですけれども、イオンタウンのみで、パート、アルバイトなどで250から300名、楽天堂では25から30名の雇用が見込めると算出しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課から、項目2、新学習指導要領の全面实施について、

（1）外国語教育、（2）プログラミング教育、（3）働き方改革について回答申し上げます。

初めに、（1）外国語教育について。

小学校における外国語教育の経緯についてお答えします。

平成10年に告示された小学校学習指導要領、平成14年実施で、総合的な学習の時間の国際理解教育において、外国語会話という文言が入り、小学校の外国語活動が広く行われるようになりました。平成20年、中央教育審議会外国語活動の新設が答申され、第5学年及び第6学年に外国語活動が位置づけられました。平成23年、この答申を受けた学習指導要領が完全実施され、第5学年及び第6学年で外国語活動がスタートしました。

そして、平成29年に告示された学習指導要領、令和2年度実施を受け、平成30年度から第3学年及び第4学年でも外国語活動がスタートすることとなりました。

続きまして、現在はどうに行われているかについてお答えします。

今年度は、市内の小学校においては、第3学年から第6学年まで、外国語活動を実施しております。実施時間数については、第3学年及び第4学年は年間15時間、第5学年及び第6学年は年間50時間です。

学習指導については、第3学年から第5学年までは学級担任と教諭補助員、第6学年は学級担任とALTが担当しております。また、専科教員が配置されている学校では、学級担任に代わり専科教員が授業を担当しております。

次に、（2）プログラミング教育について。プログラミングとはというご質問についてお答えします。

コンピュータは人の指示がないと動きません。電源を入れても、インターネットを見るための指示がないと何も起こりません。料理を作るレシピや仕事を進めるためのマニュアルをイメージしていただければよいと思いますが、コンピュータに実行させる作業手順を記した文章がプログラムであり、そのプログラムを作ることがプログラミングになります。

これからの社会を生きていく子どもたちにとって、コンピュータを理解し上手に活用する能力を身につけることは、将来どのような職業に就くとしても極めて重要なこととなっています。

小学校では、プログラミングだけを学習するわけではないので、国語や算数のような教科が新たにできるわけではありません。物事を順序立てて論理的に考え、失敗したとき、その原因を見つけ、改善して成功に近づくのかというプログラミング的思考を学び育てることがプログラミング教育になります。

続いて、（３）働き方改革について。現状をどのように認識しているかについてお答えします。

現在の小・中学校では、本来の教科指導や活動のほか、様々な業務が増え、大変多忙な状況にあります。

旭市で平成30年６月に行った調査では、いわゆる過労死の認定基準である時間外労働80時間を超えている教職員の割合は、小学校で13%、中学校で47%という結果でした。中学校の47%については、業界全体でおよそ５割が80時間を超えているというように考えると、民間企業に置き換えても、かなり多い数字であると受け止めております。

市でも、この状況を改めて受け止めるとともに、学校と連携しながら教員の本務をしっかりと進められるよう、働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○６番（米本弥一郎） ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

この（仮称）おひさまテラスは、市民生活や市民活動にどのような効果があるかと期待しているのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

おひさまテラス、こちらを設置することにより、市民にとってもコミュニティ育成や人材育成、さらには自分のスキルや経験を生かした生涯活躍や文化活動の場の提供が可能となると考えております。同時に、子どもや子育て世代を応援する場としつつも、多世代交流をハード・ソフト両面から展開することで、にぎわいを提供できる場になると考えております。

また、中央病院を含め、その隣接地に多機能を集約することで、生活の利便性の向上や旭市域全体への波及効果が図られるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 先ほど、宮内議員への答弁に、施設の設置後はフロアを借り、運営を民間に委託するとありました。そうしますと、（仮称）おひさまテラスは、ＢＯＯ方式、ビルド・オペレート・アンド・オウンのＰＦＩ事業ということだと思います。

ここで、どのようなことを民間に期待するのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） どのようなことを期待するのかということでお答えいたします。

まず、集客力、あと持続経営や経営能力といった経営基盤、時代に即したソフト事業の展開など、長期間にわたって安定的かつ効率的に、そして質の高いサービスが提供できることを期待しておるところでございます。

今回の事業予定者は全国的にも大手企業であり、グループ企業としても様々な事業を展開しておりますので、生涯活躍のまち・あさひを実現・運営していく上で、事業者の持つノウハウはもちろんですが、幅広い分野で連携や事業展開を期待しているところです。

また、まち全体で捉えますと、単純な大手企業の進出ではなく、市が誘導した地方創生事業であり、市内事業者にも加わっていただくことで、地域や市民に寄り添ったソフト重視の事業展開が期待できるものと考えております。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 先日の議案質疑では、地方創生推進交付金が交付されているとの答弁がありました。また、先ほども交付金活用の答弁がありました。この見通しや、国との交渉状況などをお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 交付金についてお答えいたします。

現在交付金を受けているのは、地方創生推進交付金です。主にソフト事業に対して交付されるもので、平成29年度から本年度、令和元年度までの3年間、交付を受けております。

今後、交付を受けるために内閣官房へ相談させていただいている交付金は、現在交付を受

けている地方創生推進交付金の高度化、進化したバージョンで、主に情報発信等に係る経費として新たに3年程度の交付を受けようと進めているところでございます。

それとは別に、主にハード事業を対象に交付される地方創生拠点整備交付金がございます。

拠点整備交付金につきましては、おひさまテラスの整備費に充てられないかということで相談を行っております。内閣官房からは、構想の段階においても全国に例を見ない事業で、他の参考にもなりますねというようなお言葉も伺っております。

内閣官房に対しましては、最優秀提案者が選定されて以降は、具体的な平面図も提示することができ、担当者からは、こういった形の官民連携はなかなか実現が難しい、実現すれば他のリーディングケースとなりますねということでお言葉を頂いておりまして、内閣官房からのこの生涯活躍のまちに関する情報発信などもご協力いただいている状況がございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。国や地元の関係者と連携、連絡を密にし、合意形成を図りながら、議会にも適時に説明いただき、まちづくりを進めるようお願いいたします。

続いて、再質問をします。小学校の外国語教育は、令和2年4月からどのように変わるのか、評価はどのようにするのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、最初に、4月からどのように変わるかということについてお答えします。

1点目として、年間の授業時数が変わります。第3学年及び第4学年は、現在15時間から、週1時間、年間35時間に、また第5学年及び第6学年は、現在50時間から、週2時間、年間70時間にそれぞれ変更となります。

2点目として、教科の位置づけが変わります。第3学年及び第4学年は、現在と変わらず外国語活動として同じ教材を使いますが、第5学年及び第6学年は、算数や国語など他の教科と同じように外国語が一つの教科となり、教科書を使用します。

評価がどうなるのかというご質問についてですが、第3学年及び第4学年は現在と変わらず、児童の学習状況が分かるような文章による評価です。一方、第5学年及び第6学年は、一つの教科となりますので、他の教科と同様に3段階の数値を出し評価します。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 授業時間が15時間から35時間に、50時間から70時間にそれぞれ増える
とのことですが、この時間をどのように確保するのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 増える授業時間数をどう確保するのかというご質問ですが、高
学年におきましては、週の授業時間を1時間増やす必要があります。本市小学校では、全面
実施の2年前の平成30年度から、5時間授業の曜日に6時間授業ができるよう、時間割を工
夫改善して実施しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 小学校での外国語教育がこの4月からスタートするわけですが、現時
点で課題と考えられるようなことはあるのか、あるとすればどのように対応するのかお伺い
します。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） どのような課題があるのかというご質問にお答えします。

1点目として、指導者の経験が十分ではない面です。市では、全面実施に備えて外国語教
育プロジェクトチームを編成し、対応ハンドブックを作成するなどの取組を進めているとこ
ろです。

しかしながら、多くの小学校教員は、これまで外国語を子どもたちに教えるという経験が
ありません。そこで現在は、専門性の高い専科教員2名、教諭補助員2名、ALT6名を活
用して学級担任の負担減に努めております。令和2年度から専科教員を2名増やし、4名体
制で指導に当たっていく計画ですが、今後さらに体制の充実が必要と考えております。

2点目として、評価の仕方の面です。第5学年及び第6学年は、外国語として新たな教科
となりますので、教員の評価の仕方が課題となります。これにつきましては、5月に千葉県
主催の研修会が予定されているほか、先ほど述べました対応ハンドブックを活用したり、各
小学校の外国語教育担当者、教諭補助員、専科教員及びALTを対象に、評価方法の研修会
を実施してレベルアップを図れるよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。子どもたちが外国語を好きになって、外国語が子どもたちの世界を広げ、未来を開く授業となるようにお願いいたします。

プログラミングについては、適切な例を挙げてとても分かりやすく説明いただきました。

さすがは学校の先生だと敬意を申し上げて再質問をします。プログラミング教育導入の経緯、経過、文部科学省等でどのような議論があったのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） これまでのプログラミング教育の経緯、経過等についてお答えします。

平成28年、中央教育審議会の学習指導要領の改訂に向けた議論の中で、小学校のプログラミング教育の導入が検討されました。この会議では、情報技術を活用していくために、プログラミング的思考などを育てていくことが必要であること、子どもたちの発達段階に応じてプログラミング教育の実施を位置づけていくことが大切であることが述べられました。

その内容を受け学習指導要領が改訂され、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実を図ることとなりました。なお、中学校では、既にプログラミングの学習は行われており、令和3年度には同じく学習指導要領の改訂により教育内容が拡充されることとなっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、小・中学校の授業で、具体的にどのように進めるのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 小・中学校の授業でどのように進めていくかについてお答えします。

小学校では、核となる教科が示されていないため、教育活動全体を通じてプログラミング的思考を育むための学習に取り組んでいきます。特に、算数や理科、総合的な学習の時間については学習指導要領にも明記されており、コンピュータを活用したプログラミング教育を

実施していきます。また、各教科とは別にプログラミング体験の機会を積極的に設けるようにしていきます。

一方、中学校では、技術・家庭科の中の技術分野でプログラミング教育に取り組んでいきます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 中学校では技術・家庭科で実施されるとのことですが、どのような授業を行っているのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、中学校ではどのように実施しているかについてお答えします。

先ほどの回答のとおり、中学校では技術・家庭科の技術分野で実施しています。具体例を挙げますと、最初に情報処理の手順を学習した後、処理手順のフローチャートなどを作成します。次に、フローチャートを基にプログラムを作成し、実際に教材を使ってそのプログラムを実行して、LEDを光らせたり、簡単なロボットなどを動かしたりなどといった実習を行います。最後に、実習した結果を基に、作成したプログラムの評価、修正などの検証を行い、学んだことの振り返りを行います。

このようなプログラミング的思考を育てるための授業に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

3点目の再質問をいたします。先生方が多忙で労働時間も長いということは、精神面への影響も心配されます。先生方のメンタルチェックの実施状況と、休職されている先生方の状況をお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、教職員のメンタルチェックの状況等についてお答えします。

本市では、全教職員を対象にしたメンタルヘルスチェックを実施し、必要があれば医師に

よる面接指導を受けられる体制を整えておりますが、面接指導を希望する教職員は極めて少ないのが現状です。

休職者については、具体的な数字は控えさせていただきますが、平成31年度、令和元年度は、病気等により休職している教職員は若干名いる状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、この現状認識を踏まえて、よりよい職場とするために、今後どのように改善していくのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今後どのように改善していくのかについてお答えいたします。

市では、教職員が働きやすい環境を整えるため、これまでも様々な改善に取り組んできたところです。これからも、教職員の本務である分かりやすい授業をつくるため、また児童・生徒と向き合う時間をしっかりと確保するため、学校と連携し取り組んでまいります。

今後も、1点目として、教諭補助員や図書館司書、スクールカウンセラー、部活動指導員など、教育活動をサポートする様々な人員の拡充に努めます。2点目として、保護者や地域へ学校の業務改善についての理解を頂くための働きかけをしていきます。3点目として、教職員自身の意識改革を進めてまいります。4点目として、旭市部活動の方針に基づき、活動時間を平日2時間程度、休日は3時間程度とし、休養日を平日1日、土日1日の週2日以上とするなど、部活動をはじめとする学校の教育活動のスリム化を進めてまいります。

引き続き働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

私は恩師に「人は、人によって人となる」という教えを頂きました。生物として生まれた人が社会的存在としての人に導かれ、社会的存在に成長していくと理解しています。保護者や周りの大人など、導いてくれる人は大勢いますが、その最たるものは学校の先生方です。先生方が心身ともに健康で、子どもたちと向き合えるよう働き方改革をお願いします。

執行部担当課の皆さんには、新型コロナウイルスの感染防止に引き続き万全の対応をお願いするとともに、地域経済の落ち込みにも目配りをお願いします。

また、学校関係の皆さんには、子どもたちや保護者が、休校、春休み期間を安心して過ごせるようご配慮をお願いします。

そして、新学期には子どもたち全員が元気に登校できるよう、より一層、子どもたちのためにご尽力をお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時56分